

人口問題研究所  
研究資料第134号  
昭和35年4月30日  
Institute of Population Problems  
Research Series, No 134  
April 30, 1960

貸出用

# わが国の国勢調査における世帯統計

1920年—1955年

HOUSEHOLD STATISTICS OF THE JAPANESE CENSUSES

1920—1955

厚生省人口問題研究所

INSTITUTE OF POPULATION PROBLEMS  
MINISTRY OF HEALTH AND WELFARE  
JAPAN

## 序文

この資料は厚生技官小林和正の執筆によるものである。

近年、世界的的傾向として、人口やソサエに向けた世情調査に対する関心が高まっている。このことは主には、人口現象を世情にもとづいて見直したりとする気運の発生を意味するようと思われる。

わが国のこれまでの国勢調査における世情に関する知識、調査項目および集計の様式は、各回を通じて必ずしも一貫するとは限らないので、このように時期に際して、それらについて総合的な問題と検討を試み、一層の整理を図れることは、時宜に適したことと思われる。

この資料はそのより本目的をもつて作成されたもので、世情に関する研究の基礎資料として広く参考されることが期待されるものである。

1960年4月30日

厚生省人口問題研究会議

編

## FOREWORD

There is a rising concern among the world demographers and population statisticians with the household statistics in population census. This tendency clearly indicates that greater emphasis has been laid upon the household basic analysis.

Unfortunately, the definitions and forms of tabulation in household statistics of Japan are not completely the same among the different censuses. It is, therefore, of great significance to appraise those different household definitions and forms of tabulation in different population census and to make comparison among them. I trust that this type of work will certainly promote our statistical understanding and facilitate convenience in a practical use.

This report has been prepared to fulfill such a purpose by Mr. Kazumasa Kobayashi of the Institute of Population Problems, Ministry of Health and Welfare.

April 30, 1960

Minoru Tachi, Director

Institute of Population Problems

Ministry of Health and Welfare

## はしがき

本稿の目的は、1920年から1955年に至るまでの各回国勢調査および人口調査において、世帯がどのように定義され、それがどのように變つたか、現在世帯又は常住世帯がどのようにきめられたか、調査結果はどのような形で表章されたか、というような点に關して圖顧し、事實を整理したものであつて、世帯に関する統計の分析的研究には立入つていないが、國勢調査等の結果を研究に使用する者の立場からみて、今後の我が國の世帯研究の一助となりうるような資料をつくることにあつた。本稿の第1章では各回調査別に世帯に関する定義、調査方法および結果の表章を概観し、第2章では第1章で年次別に述べたもの、特に年次間の差異を総括的に扱つたものであるが、特にその際、世帯統計の最も基本的な項目としての世帯数および世帯人員を年次を通じて比較する場合に留意すべき諸点を中心においた。そして更に実際に世帯数および世帯人員の数字について、問題とすべき点を取上げて注意した。巻末には5つの附録、即ち第1には1920年および1930年の世帯に関する種々の統計表を示し、第2に國勢調査報告より、世帯調査の方法、世帯の定義等に関する記述を抜萃したもの、第3に世帯に関する結果表章の種類とそれに該当する統計表の目録、第4に各年次の世帯と住居に関する統計表の総合的な目録を掲載し、更に第5に世帯の定義と分類に関する國連の勧告を附し、本稿本文の参考に供すると共に、又単独的な利用の便にも資した。

## 目 次

	頁
はしがき .....	3
I 世帯に関する定義、調査方法および結果の表章 .....	6
II 世帯数および世帯人員に関する調査間の比較 .....	20

## 附 錄

I 戦前における世帯に関する二、三の統計 .....	39
II 國勢調査および人口調査における世帯の定義と調査方法等に関する記述の抜粋 .....	53
III 各回國勢調査および人口調査における世帯に関する結果表章の種類（実数に関するもの）.....	77
IV 各回國勢調査報告および人口調査報告における世帯と住居に関する統計表の目録 .....	97
V 國連経済社会理事会の勧告による 1960 年世界人口センサスのための定義と分類 .....	117

## CONTENCE

Preface ..... 3

I Definitions of household, methods of its survey  
and tabulations of the results in the past po-  
pulation censuses of Japan ..... 6

II Comparisons of number of households and number  
of household members in Japan through the past  
population censuses ..... 20

### Appendices

I Selected household statistics from prewar cen-  
sus ..... 39

II Excerpts from descriptions on the definition  
of household and the method of its survey in the  
census reports ..... 53

III Types of tabulation of census results on household ..... 77

IV List of statistical tables on household and hous-  
ing in the census reports ..... 97

V A recommendation by UN on the method of household  
survey for 1960 World Census ..... 117

## I 世帯に関する定義、調査方法および結果の表章

### 1. 1920年(大正9年)：國勢調査

世帯に関する定義と調査の方法は1920年から1935年までは殆んど変化がないと見てよいので、1920年については特に詳しくのべ、それ以降の年次においては共通の部分はすべて省略することにする。

大正9年國勢調査では現在地主義の調査方法が採用され、調査票は世帯票が用いられた。

#### (1) 世帯の定義

國勢調査施行令(大正7年9月26日勅令第358号)は、その中で、世帯として取扱わるべきものの範囲を定めており、世帯とは住居および家計を共にする者をいう、としている。これはたつた1人で住居を有し家計を立てゝいる場合にも適用され、即ちその場合は1人世帯である。上述の定義は住居と家計との双方を共にしなければ1世帯を構成しないことを意味している。したがつて家計を共にしていても住居が別であるならば、それは相互に別世帯であるとしなければならない。逆に、住居を共にしていても家計を別に立てゝいれば、この場合も矢張り別々の世帯を構成すると考えなければならない。以上の世帯は普通世帯とよばれた。

しかしすべての人口が普通世帯を構成しているわけではなく、一部の人口は普通世帯のそとにある。そのような人口をも世帯単位でとらえるために準世帯といふ概念が用いられた。そして準世帯とは具体的には陸海軍部隊艦船、寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、倉庫所、船舶等にある家計を共にしない者の集りと規定された。しかしこれらの場所に住む人々の中には普通世帯を構成するものもありうるので、その点が特に注意された。即ち、旅館、下宿屋等においては、宿業主およびその家族、雇人などの集りは一つの普通世帯をなすものであつて、旅客や下宿人などの集りである準世帯と區別されねばならない。又寄宿舎、病院等のような準世帯の構内または建物内には、管理者、事務員、門番等の普通世帯が

ありうるから、それらも亦準世帯と混同しないよう注意しなければならない。更に又、旅館や下宿屋などの宿泊人の中にさえ、明かに普通世帯を構成していると考えられるものもありうるから、そのようなものも他の準世帯をなす人々と区別して1つの普通世帯としなければならない。そのほかまぎらわしい場合として注意されているものに次のようなものがある。間借りをして自炊している者は間貸主の世帯とは別の普通世帯とする。しかし傭人下宿の下宿人は別の準世帯とはしないで、その家の世帯の一員として普通世帯員とする。又、船の場合、家計を共にする者だけが乗組んだ船舶、舟筏の世帯は普通世帯であつて、準世帯ではない。起臥飲食の設備のない船、舟筏には世帯がないとする。

## (2) 現在人口

人口調査の対象となる人口には大きく分けて現在人口と常住人口の2種類があり、前者を対象とする場合は人口をその現在する地域と結びつけて調査する現在地主義であり、後者の場合は人口をその常住する地域と結びつける常住地主義であるが、その場合人口が帰属せしめられる地域の最小単位は市区町村である。しかしそのようないくつかの現在地又は常住地への帰属も調査の技術的な面から考へれば常に世帯を媒介としているのである。それは個人は必ずその現在する世帯員は常住する世帯の一員として数え上げられるからである。したがつて個々の世帯にどういり人員を所属せしめるかということは、調査の方法が現在地主義か常住地主義かによつて直ちに異つて来るわけである。そのため世帯のことを見扱う場合にはこの点を特に留意しなければならない。

さて、1920年より1947年までの各回調査では現在地主義がとられたが、1920年の現在人口の規定のうち注意すべき点をみると次のとくである。それは例外的な場合についてである。大正9年10月1日午前0時にその現在した場所で人々は数え上げられたわけであるが、多くの場合この点についてはまぎらわしいことは起らない。ただ少数の例外的な場合に疑問が生じかねないので、その点については特に詳細な規定が置かれたわけである。それは調査時刻に世帯の存在しない場所にいた者の場合でそれに対する取扱は次のように定められた。その第1

は 10月1日午前0時にたまたま屋外にいたり、又は夜警、夜勤、宿直などのために世帯のない場所に現在した者の場合で、この者については 10月1日のうちに自己の世帯に帰る予定の者は、その世帯に現在した者とした。第2は旅行者の場合で、10月1日午前0時に汽車、電車、世帯のない舟筏又は陸路の旅行中で、旅館やその他の世帯に宿泊しないことを予定出来る者は最後に出発した世帯に現在した者とし、又宿泊するかどうかを予定出来ない者は、10月1日午前8時迄にはじめて到着した世帯に現在した者とする。さて大正9年国勢調査は自計主義の調査で世帯主又はこれに代る世帯の管理者が申告義務者である。したがつて上記の最後のような事例においても、旅行者の出発前の世帯か又は到着後の世帯の申告義務者が申告すべきものであるが、上記の取扱規定の意味を申告義務者の立場から考えれば、9月30日に世帯をはなれ、10月1日午前0時に汽車、電車、世帯のない舟筏又は陸路の旅行中で、10月1日午前8時までにどこの世帯にも宿泊しないことが予定されている者については、その世帯に現在した者とし、10月1日午前8時までにどこかの世帯に宿泊する予定の者はその世帯に現在した者とせず、10月1日午前8時までにどこかの世帯に到着したものは、その申告義務者が自己の世帯に現在するものとして申告するという意味になるのである。

以上の取扱い規定をもうけて調査の脱漏と重複を防ぐ努力が払われたが、それでもなお何等かの事情によつて調査洩れがあつた場合を考えて、それらの調査洩れの者を收拾する道が設けられた。即ち大正9年10月1日午前0時に帝國版図内に現在した者で、いずれの世帯においても申告されなかつたことが分つた場合には、10月4日までに最寄りの市町村長又は國勢調査員にその旨を申し出ることとし、このようにして申し出のあつた場合は、その者はその申し出をした市町村の人口として計上された。

なお、大正9年国勢調査における調査人口は、大正9年10月1日午前0時に帝國版図内に現在した者に限られ、各人はこの調査時刻に現在した地域の人口として計上されたが、船舶にあつた者の場合は例外が設

けられた。即ち調査時刻前に帝国の港湾を発し、途中寄港することなしに、調査の時期後4日以内にはじめて帝国の港湾に入った者は、調査の時期に帝国版図内に現在した者として入港地の人口に加えられた。

### (3) 世帯調査の準備

実際の調査において世帯に調査洩れが起らないよう準備調査のうちで特に次のような仕事がおこなわれた。(1)各住居について世帯の有無およびその数を調査し、各世帯の住居に世帯番号を貼付すること。(2)世帯所在地の地番号を調査すること。(3)準世帯にあつてはその種類および名称を調査すること。(4)各世帯の申告義務者の氏名を調査すること。(5)各世帯の人員概数を調査すること。(1)にのべた世帯番号の貼付については次の諸点が注意された。(1)普通の家屋はいうまでもなく、社寺、学校、工場、倉庫、物置等の建物、舟筏その他の掛小屋、よしづ張り、バラック、天幕など、臨時に設けられたものもそのなかに世帯がある場合には、世帯毎にことごとく世帯番号札を貼付すること。(2)1棟の家屋内に数個の世帯がある時は、1世帯毎に世帯番号札を貼付し、数棟にまたがつて、あるいは、母屋と附属建物とにまたがつて1世帯があるときは、その主たる住居に世帯番号札を貼付すること(3)舟筏には10月1日以後までけい留する見込あるものに限つて世帯番号を貼付すること。

### (4) 結果の表章

1920年のみならず各回調査について本稿に記述する結果の表章の部分については卷末の附録ⅢおよびⅣを参照せよ。

大正9年国勢調査報告における世帯に関する記述と統計は、全國の部、第1巻および第3巻に統計表が7および16あり、記述編では第9章が記述(18の表を含む)にあてられ、摘要表のうちでは8表が世帯に関するものである。府県の部では結果の概要として2表、統計表のうち同じく2表が世帯を扱っている。

以上の諸表から世帯に関してどのような種類の表章があるかを見ると次の如くである。先ず世帯数および男女別世帯人員が全國、府県、市、郡、区町村について得られ、このうちわけとして普通世帯数および男女別世帯人員、ならびに準世帯数および男女別世帯人員が、全國、市郡、

都部、地方区割、府県、市、郡、区町村別に得られる。普通世帯の内訳としては、まず世帯人員別世帯数および男女別世帯人員の表章があり、これは全國、市部、都部、府県、市、郡について得られる。そのほかの内訳としては、世帯主の職業別および他帶の構成別の世帯数の統計ならびに世帯員の種類別の世帯人員の統計で、世帯主の職業によつて分けた統計は、それ単独のものと、更に世帯員の種類との者を組みあわせたものとがある。世帯の構成によつて分けた統計は上にのべたもののはかに世帯員の種類との組みあわせたものがあり、世帯員の種類によつて分けた統計には上にのべたもののはかに単独の集計もある。一方準世帯については種類別準世帯数および男女別準世帯人員の表章があり、これは全國、市部、都部、府県、市、郡について得られる。

世帯人員の内訳は1人から10人未では1人階級、11人から50人未では5人階級、51人以上は一括となつてゐる。準世帯の種類の内訳は、陸軍部隊、海軍部隊艦船、監獄、留置場、学校寄宿舎、工場寄宿舎、その他の寄宿舎、養育院、感化院その他の収容的場合、病院、旅店下宿屋、合宿所、船舶、その他の13種類に分けられてゐる。世帯主の職業の別は大正9年國勢調査の職業分類と同じである。世帯の構成の別は、親族世帯、親族および職業使用人よりなる世帯、親族および従事使用人よりなる世帯、他帶主および職業使用人よりなる世帯、単独世帯の8種類に分けられた。世帯員の種類の別は、世帯主、従族（職業ある者と職業なき者とに細別）、職業使用人、家事使用人の4種類である。従族の中には同居人がふくまれてゐる。なお、世帯主の職業、世帯の構成および世帯員の種類に関する統計においては、来客および一時宿泊者が除外されている。つまり各世帯に常住する者だけについて統計したことになる。来客又は一時宿泊者だけが現在していた普通世帯もあつたので、これらの統計では、一部の世帯員ばかりでなく一部の世帯も除外されたことになる。なお、これも現在地主職調査の所産であるわけだが、世帯主数と世帯数とは一致しない。世帯主不在の世帯があるからである。それについての数字は前段の附録I、表4を参照せよ。

## 2. 1925年(大正14年)：国勢調査

### (1) 世帯の定義と調査方法

世帯の定義は大正9年国勢調査の場合と全く同一であり、世帯の調査方法も、大正14年において個人票を用いた点以外は同一であり、調査対象の人口も同一であるから、説明を省略し、ただちに結果の表章の説明に入ることにする。

### (2) 結果の表章

大正14年国勢調査報告における世帯に関する記述は第1巻 記述論、第6章に見られる(14表を含む)。統計は第2巻 全国結果表の表XIIないしXIV、第3巻 町村別世帯及び人口の表IないしIII、第4巻 府県編の表Iおよび附録に掲げられている。大正14年国勢調査の世帯に関する統計では普通世帯および準世帯について、その世帯数と男女別世帯人員としか得られていない。地域的には、これらについて、全國、地方区割、府県、市、郡、市、郡、町村別に表章されている。

## 3. 1930年(昭和5年)：国勢調査

### (1) 世帯の定義と調査方法

世帯の定義は前2回の国勢調査の場合と全く同一であり、調査方法は、世帯票を用いた点を含めて大正9年の場合と全く同じであつた。

### (2) 結果の表章

昭和5年国勢調査報告における世帯に関する記述は、最終報告書の第11章に見られる(30表を掲ぐ)。結果の表章は第1巻の統計表3より17まで、最終報告書の摘要表60より64までにかけてられている。このほかに、「抽出調査による結果の概要」なる報告書の統計表23より26まで、および「速報」の統計表1から5までにも世帯に関する表章があるが、これらの表が扱っている結果の全数確定の分については、すべて上巻の第1巻の統計表および最終報告書の摘要表に掲載せられている。府県編では統計表24より27までが世帯に関する表章である。

1930年の世帯の表章の種類は1920年の場合と様子同じである

が、二、三異つた点がある。その一つは準世帯数の集計がないことである。これは準世帯の種類別の表章においても得られていないし、総数としても得られていない。したがつて普通世帯と準世帯とを合せた総世帯についてもその世帯数が得られない。たゞ速報に総世帯数の概数が示されているので、それから普通世帯数を差引けば準世帯数の概数が得られる。準世帯数の確定数は昭和25年国勢調査報告、第8巻 最終報告書に至つてはじめて、沖縄県を除いた全国についての数字を以て示された。大正9年国勢調査における表章と異なる第2の点は、世帯主の職業別が世帯主の産業別になつたことで、これは大正9年国勢調査において人口について職業分類が行われたのに対して、昭和5年のそれでは産業分類に変つたことに伴つている。たゞこの両者による数字は相互にはゞ比較しうるものとされている。第3の異なる点は世帯の構成によつて分けた表章のことである。したがつて普通世帯のうちわけによる表章としては、人員別の表章のほかは、世帯主の産業によつて分けた普通世帯数および世帯員の種類別男女別世帯人員世帯員の種類別男女別普通世帯人員があり、更に1920年になかつたものとして、世帯主が失業者である普通世帯の人員別世帯数の表章がある。世帯人員の区分は1920年の場合と同じであり、世帯員の種類の区分では、家族から同居人が分離されたことと職業使用人が営業使用人と云われるようになつたことが1920年と異り、世帯主、家族（職業ある者と職業なき者とに細分）、営業使用人、家事使用人、同居人という区分になつた。さて世帯主の産業および世帯員の種類に関する統計においては、1920年の場合と同じように、一時宿泊者が除かれているが、このほかに、世帯主不在の世帯および一時宿泊者を除くと世帯主1人だけになるような世帯をも除いている。このために世帯主の産業ないし世帯員の種類のうちわけに関しては1920年と1930年との相互の比較は可能であるとしても、全体の比較は不可能となつてゐる。

#### 4. 1935年（昭和10年）：國勢調査

##### (1) 世帯の定義と調査方法

世帯の定義は前3回の国勢調査の場合と全く同じである。調査方法は世帯人員票を用いた点を含めて大正9年および昭和5年国勢調査のそれと同じである。

## (2) 結果の表章

速報には総世帯の概数が掲げられているが、確定数に関する報告には準世帯に関する統計が全くないために総世帯の確定数も得られていない。たゞ昭和25年国勢調査報告、第8巻「最終報告書」に至って沖縄県を除いた全國について準世帯数および準世帯人員の数が得られている。昭和10年国勢調査報告では普通世帯数および男女別世帯人員が世帯に関する表章の唯一のものである。

## 5. 1940年(昭和15年): 国勢調査

### (1) 世帯の定義と調査方法

世帯の定義は前4回の国勢調査のそれと何等變るところはなかつたが、調査の人的範囲と調査方法の一部とがこれまでの国勢調査と異つてゐる。10月1日午前0時に日本に現在したすべての人口が調査対象になつた点では同じであるが、これ以外に昭和15年国勢調査では旧内地外に現在した軍人軍属も調査され、内地にある一般国民を「銃後人口」、これと旧内地内外にある軍人軍属とを合せたものを「全人口」とよんだ。そして銃後人口についてはこれまでと全く同様な方法によつて現在地主義の調査が行われたが、軍人軍属等は常住人口に近い形でとらえられた。即ち軍人軍属等については調査時刻にどこに現在しても、また現在地が内地外にあつても線故世帯から申告せしめ、その世帯の所在地の人口に帰属せしめた。(詳細は附録II、7を参照せよ。)したがつて1940年においては従来陸海軍の部隊および艦船で離世帯としてとらえられた者が普通世帯においてとらえられたことになる。なお調査票は世帯票が用いられた。

### (2) 結果の表章

総世帯、普通世帯および離世帯について、夫々世帯数ならびに男女別世帯人員が記載されている。たゞ地域的には全國および府県について

しか集計されていない。

6. 1944年(昭和19年)：人口調査

2月22日午前0時現在で人口調査(資源調査法にもとづく)が行われたが、世帯に関する表章はない。

7. 1945年(昭和20年)：人口調査

11月1日午前0時現在で人口調査(資源調査法にもとづく)が行われたが、こゝでも世帯に関する表章はない。

8. 1946年(昭和21年)：人口調査

(1) 世帯の定義および調査方法

4月26日午前0時現在で同じく資源調査法にもとづく人口調査が行われた。世帯の定義は従前の調査のそれとことならず、又現在地主義がとられたこととその規定とに關しては従前の調査と大部分において同一であるが、たゞ調査の時期に世帯のない場所にいた者はすべて調査の時期後はじめて到着した世帯に現在した者とみなすことに変つた。調査対象である人的範囲は多少異り、(朝鮮人等の旧外地人を除く)外国人、外国人の世帯に現在する者、朝鮮人、台湾人、沖縄県人で夫々朝鮮、台湾、沖縄に帰還を希望する者が調査から除外された。

(2) 結果の表章

普通世帯および準世帯について世帯数の表章はあるが世帯人員は表章されていない。全国、市部、郡部、府県(市部郡部別)について集計されている。なお農家、非農業別にも表章されており、これについては全国及び府県の数字が報告されている。

9. 1947年(昭和22年)：臨時國勢調査

(1) 世帯の定義および調査方法

10月1日午前0時現在で臨時國勢調査が行われた。この調査は従来と同じ方法の現在地主義がとられた最後の調査である。調査時刻に日本國に現在した者のうち次にあげる者は調査の人的範囲から除外された。

(I)連合國軍の將兵および連合國軍に附屬し又は隨伴する者ならびにこれらの者の家族、(II)連合國軍最高司令官の任命又は承認した使節團の構成員および使用人ならびにこれらの者の家族、(III)外國政府の公務を帶びて日本に駐在する者およびこれに隨從する者ならびにこれらの者の家族。世帯の定義に関しては従前の調査のそれと同一であつた。個人票が用いられた。

## (2) 結果の表章

総世帯、普通世帯及び準世帯の各世帯数が表章せられているだけで、普通世帯および準世帯別の世帯人員の表章はない。これについては昭和25年国勢調査報告、第8巻 最終報告書においてはじめて沖縄県を除いた全国の数字が示されている。

## 10. 1948年(昭和23年)：常住人口調査

### (1) 世帯の定義および調査方法

8月1日午前0時現在でわが國はじめての常住人口調査が行われた。調査票は世帯票が用いられた。世帯の定義に関して大正9年国勢調査以来と何等異なるところはないが、調査人口が常住人口に切かえられたために、個人がどの世帯に所属して調査されるかに関しては、現在人口を調査して来た従前の調査とは必然的に多分に異なるところがある。一般的に云えば各人はその平常居住する世帯に帰属せしめられて調査されたのであるが、紛らわしい場合について次のような規定がもうけられた。その第1は現在する場所に居住する期間の如何にかわらず、本人の自宅にもどすべきものとして、調査時期に旅館に宿泊していた者、船舶の乗客であつた者、一時来客であつた者、入院患者(下記にのべる者を除く)、留置場にいた者、船舶の乗組員で陸上に自宅やそれに類するものがある者があげられた。第2に、精神病院、らい病院の収容者、その他獨立病院の療養者等で身よりもなく病院が住家同様になっている者、拘置所、刑務所等にあつて刑の定まつている者、矯正院、育児院、養老院等の収容者、住込の家事使用人は、そこを常住世帯とした。第3は居住の期間によつて常住世帯をきめる場合で、下宿生活や将宿生活をしている学生、

生徒、食宿所、寮等で生活している社員、工員は 6 カ月以上そこに居住し又は 6 カ月以上そこに居住しようとする場合に限りそれを常住世帯とし、6 カ月未満の場合は自宅を常住世帯とした。同じく飯場生活者、出稼者、巡業興業者のような場合も、その期間が 6 カ月以上の場合は飯場、出稼先、興業先を常住世帯とし、6 カ月未満のものは自宅にもどした。第 4 に自宅と称すべきもののがなく各地を転々としている者の場合は調査の時期にいたところを常住世帯とした。

## (2) 結果の表章

世帯数と男女別世帯人員とか普通世帯および准世帯調査について、全国ならびに府県別に得られる。

## 11. 1950 年(昭和 25 年)：國勢調査

### (1) 世帯の定義および調査方法

調査票は世帯票が用いられ、調査員による他証申告の方法がとられた。調査人口は常住人口であるが、附帶的に一時現在者も調査された。人的範囲は外國人登録令第 2 条に該当する者を除く日本にあるすべての者と定められた(参考附録Ⅱ、7 参照)。

常住世帯は 6 カ月以上居住し、又は居住しようとする世帯と定義されたが、次のような特例が設けられた。(1) 学生生徒の場合は通学のために居住している世帯、(2) 精神病院又は結核療養所もしくはらい療養所の入院患者の場合はその病院又は療養所、(3) 前号の病院又は療養所以外の病院又は療養所に 6 カ月以上引きつづき入院中又は療養中の者の場合はその病院又は療養所、(4) 船舶に 6 カ月以上居住し、もしくは 6 カ月以上居住しようとする者であっても艦上に住所を有する者の場合はその住所、(5) 監獄の在監者又は少年院の在院者の場合はその監獄又は少年院、(6) 6 カ月以上居住し、もしくは 6 カ月以上居住しようとする場所が不明な者又はその場所を有しない者の場合は調査の期日において現在する世帯。

世帯の種類は従前の調査と同様に普通世帯と準世帯とに分けられたが、その区分の基準は二つの点で異っている。第 1 の点は、1 人世帯の取扱いで、昭和 25 年國勢調査では 1 人世帯はすべて準世帯にいれられた。

したがつて普通世帯は1人世帯を含まぬことになった。第2の点は下宿人に関する取扱いで、従前の調査では玄人下宿の下宿人は準世帯員とし、繁人下宿の下宿人はその下宿の普通世帯の世帯員として扱われたが、昭和25年国勢調査では下宿代の支払の有無を区分の基準とし、下宿代を支払つていれば準世帯とし、下宿代を支払つていなければ下宿の普通世帯の世帯員に編入せしめた。普通世帯を構成するためには、同一の家屋に住んでいて且つ家計を共にしていることが必要条件とされたこと従前と変りはない。なお昭和25年国勢調査では普通世帯（即ち2人以上の普通世帯）と1人世帯とを合せて一般世帯とよんだ。

## (2) 結果の表章

全数集計のほかに10%抽出集計がある。10%抽出集計の方には2人以上の普通世帯に関する表章があるが、全部集計においては一般世帯に関する表章はあつても、2人以上の普通世帯に関する表章はない。まず全数集計について述べる。世帯数と世帯人員について一般世帯と準世帯とについて得られる。世帯人員の男女別内訳は（一般世帯、準世帯別には）えられない。世帯人員別一般世帯数および世帯人員の表章においては、世帯人員の別は、1人以上は一括されている。準世帯の内訳に関する表章としては、戦前において見たような準世帯を種類別に区分したものはなく、準世帯員を種類別に3区分したものがあるだけである。世帯主の属性についての一般世帯の内訳としては世帯主の労働力状態および産業別にみた一般世帯数および一般世帯人員の表章がある。全数集計の表章は以上のものだけで、次に10%抽出集計としては先ず、2人以上の普通世帯について家族人員別一般世帯数がある。次に同じく2人以上の普通世帯について世帯人員別一般世帯の女子世帯主の数の表章がある。世帯主の属性についてみた表章としては、配偶関係、年齢および男女別一般世帯の世帯主の数（即ち世帯数）が1人世帯および2人以上の普通世帯について別々に表章されており、又世帯主の産業別にみたものとしては、その一般世帯数、世帯人員および家族人員の表章、世帯人員別一般世帯数の表章、および世帯員の経済活動別男女別世帯人員の表章がある。又世帯主の産業別家族人員、世帯主数および失業および非労

効力の家族人員という表章もある。世帯員の属性については、世帯主との  
縦柄別男女別一般世帯人員が2人以上の普通世帯について表章されてい  
るほか、世帯員の経済活動別にみた表章があるが、これについては前述  
した。

## 12. 1955年（昭和30年）：國勢調査

### (1) 世帯の定義と調査方法

調査対象が常住人口であること、および人的範囲については昭和25  
年國勢調査と同じである。たゞ常住期間が1950年の6カ月から3カ  
月に変化した点で異つていて、即ち、常住している人とは当該世帯に3  
カ月以上住んでいるか、あるいは3カ月以上にわたつて住もうと思つて  
いる人のことをいう、と規定された。しかし1950年の場合と同様、  
このような一般的規定の例外をなすものとして、いくつかの場合があげ  
られているが、下記にのべるものうち、学生生徒および在職者の取扱い  
以外は1955年は1950年と若干異つていて、(1)学校に在学して  
いる人については、居住期間の如何をとわざ通学のために宿泊している  
場所で調査した。(2)病院または診療所に入院している人は、入院してす  
ぐに3カ月以上入院のみとみの有無にかかわらず自宅で調査した。1950  
年では精神病院、結核療養所又はらい療養所の入院患者は入院期間の長  
短に拘らずそこで調査されるが、1955年ではそのよりな特別扱いが  
廢止されて、一般病院の入院患者と同じ取扱いとなつたが、そこでも6  
カ月の期間が3カ月となつたという変化がある。(3)船舶に乗り組んでい  
る人で陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所  
のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。これ  
は1950年ににおけると同じである。(4)自衛隊の倅舎内居住者は、その  
倅舎で調査し、自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が繩をね  
く地方総監部の所在する場所で調査した。1950年ではこれに関して  
は特に言及されていないが、同じ取扱いがおこなわれたものと思われる。  
(5)監獄の在監者（刑事被告人を除く）または少年院で調査した。(6)常住  
している場所がないか不明の人は調査時にその人のいた場所で調査した。

なお以上の詳細は本稿巻末附録Ⅱ、9を参照せよ。

次に世帯の定義であるが、1人世帯が1人の普通世帯と1人の準世帯とに再び区別された点を除けば、1950年の場合と變りはない。

## (2) 結果の表章

全数集計と1%抽出集計がある。全数集計では、世帯の種類および世帯人員別世帯数および世帯人員という表章において、世帯が普通世帯と準世帯とに分けられ、普通世帯については、世帯総数と世帯人員総数および人員別世帯数の表章があり、準世帯については1人の準世帯数および2人以上の準世帯の世帯数および世帯人員が表章されている。第2の表章は、世帯主の労働力状態および産業別普通世帯数および普通世帯人員、という形のものである。全数集計についてはこれだけで、あと1%抽出集計として別の種類のものとして、世帯主の配偶関係、年齢および男女別普通世帯数および普通世帯人員という表章がある。1950年においてもこれに類似のものがあるが、普通世帯人員も集計されているところが大きな相違点である。

## II 世帯数および世帯人員 に関する調査間の比較

前章で明かにしたように、各回調査において集計せられた世帯に関する項目は多種類にあるが、そのうち最も基本的なものとして、普通世帯と準世帯とに分けてみた場合の世帯数と世帯人員とを取り上げ、これについて各回調査間の比較をおこなつてみたいと思う。この比較の仕事は実は単純ではない。それは前章でみたように、世帯の定義と調査の方法とが、各回調査を通じて同一でなく、その間に大小の変化があつたために、それが世帯統計の結果に何等かの影響を及ぼしており、この影響の性質を考慮に入れないと正しい比較が出来ないからである。しかし、そのような世帯の定義と調査の方法との変化が、世帯数と世帯人員の統計にどのような歴的な影響を及ぼしたかについては明かにすることは出来ない。出来ることは、そのような変化が、どのような方向に影響を与えたかを推定することだけであるが、本章ではこの点を中心を置いて、データの比較検討をこころみることにする。

そこでまず準備段階として、世帯に関する定義および取扱い規定についての各回調査間の比較を総合的におこなつてみる必要がある。各回調査といつてもこの場合、國勢調査報告に世帯の定義に関する記述をかゝげている場合だけに限られるので、1955年、1950年、1930年および1920年の4回の國勢調査だけに限定される。このうち1920年と1930年とは世帯の定義および細かい取扱規定については全く同一であると考えてよく、これは1948年の常住人口調査まで受け継がれたものと思われる。

### 1. 普通世帯の定義

1955年の定義は次の如くである：「普通世帯とは住居と生計をともにしている人の集り、または独立して住居を維持する単身者。」1950年においては「同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の集り」を普通世帯とした。上記1955年の「独立して住居を維持する単身者」に相当するものは、1950年では「1人で住んでいて1人で家計を立てているもの」であるが、これは1人の準世帯の方に入れられている。

しかし1955年の取扱いにしたがえば当然1人の普通世帯とすべきものであり、1930年および1920年の取扱いにしたがつても、後にみると、1人の普通世帯として扱われる筈のものであるから、1950年だけが例外的な取扱いをしたと見るべきである。1930年および1920年では「住居および家計を共にする者の集り」又は「1人で住居を有して、家計を立てている者」を普通世帯としている。上述から分るように1955年で「生計」という言葉を用いたところを、1950年、1930年および1920年においては「家計」という言葉を用いている。因みに英訳を示すと、「生計」は "living expenses" と訳され、「家計」は "family budget" (1950年のみ英訳あり) と訳されている。1955年においては生計の定義については特に記されていないが、1950年には家計について次のような定義を述べている: 「家計とは、家庭生活に欠くことの出来ない経費の支出のことである。」

次に1955年、1930年および1920年において「住居をともにしている」となっているところが、1950年では「同じところに住んでいる」という表現になっている。1955年の英訳によると、「住居をともにしている」は "sharing living quarters" と訳され、「同じところに住んでいる」の英訳は "living together" である。そして「同じところに住んでいるとは、同一の家庭に住んでいることである。同一棟又は同一敷地内にある建物は同一家庭とみなした」と定義されている。

以上のような用語上の相異、その他文章表現の相異が多少あるにしても、普通世帯の定義の内容自体は調査の間では同一であったと看做してよいのではないであろうか。しかし、以上に示した定義はいわば一般的規定であつて、それが具体的にどのように適用されたかについては、調査の間で必ずしも相異がないわけではないので、以下そのような具体的な取扱い方について詳細な比較検討をおこなうことにしておこう。

先ずはじめに上述した普通世帯の定義が、(1955年の用語を借りれば)「生計」および「住居」という2つの概念にまとめられていることに注目しよう。1つの普通世帯の立場からいえば、その構成員によつて住居と生計との両者がともにされていることが、その世帯を1つの普通世帯と

して他から独立せらる必要条件とされるが、住居は生計を離れてひろがり得るものであり、生計もまた住居を離れてひろがり得るものであるといふ考究が、従来の國勢調査においてもたれて来た。

すなわち、住居をともにし生計を興にする場合と、住居を興にし生計をともにする場合とがともに考慮されている。住居をともにし生計を興にする場合についてみると、1955年では次のような一般的規定がある。即ち、「普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者はたゞその集り」はその普通世帯とは別の準世帯を構成するとしている。これと同じ内容のことを1950年では次のように表現している。即ち、「普通世帯と同じところに住んではいるが、家計を別々に立てている人はその集り」はその普通世帯とは別の準世帯を構成すると規定している。これは普通世帯と生計を別にするものが準世帯の場合であるが、それが普通世帯であるような場合には1955年には特に記されておらず、1950年には次のような具体的取扱規定が示されている：「家族を有し且自分の家族だけで生計を立てている使用人、下宿人は別の普通世帯である。」このように普通世帯と住居をともにし生計を興にするものが単身者でなく家族を有するものである場合には、1955年においても普通世帯として扱われたのではないかと思われる。1930年および1920年においては次のような一般的規定がある：「(普通世帯と)住居を共にしても、別に家計を立てている者は、家計を興にする者に、各1つの普通世帯である。」そしてこの原則が適用される1つの具体的な場合として次のようなものが示されている：「間借り自炊をする者は別の普通世帯である。」そしてこれと混同してはならないものとして次のような注釈がなされている：「業人下宿の下宿人は別の準世帯としない。」前者の間借り自炊をする者は貸間主の普通世帯と住居は共にするが生計を興にするといふ見解がとられたために別の世帯として扱われたのであり、後者の場合は、下宿人は業人下宿の普通世帯と住居をともにするのみならず生計もともにするといふ見解がとられたためにその下宿の普通世帯のなかに含められたと考えるべきである。この業人下宿人の取扱い方は1950年に随つて改められ、1955年においてもそれが受けつがれた。すなわち下宿人が下宿代を支払つていれば、

それが素人下宿の下宿人であろうと（下宿屋の下宿人であろうと）、下宿の普通世帯とは別の準世帯として扱われた。この改正の背後には、素人下宿の下宿人といえども、必ずしもその下宿の普通世帯と生計をともにするとは限らない、即ち下宿代を支払っている限りにおいては生計を異にしていると看做すべきだという見解に切りかえられたと考えることが出来よう。「間借り自炊する者」を別の普通世帯とした1930年および1920年の取扱い方は、1955年および1950年においては明確でないが、それが家族生活をしている場合は普通世帯とし、単身者の場合は準世帯としたのではないかと思われる。

以上に観察したような不統一が統計結果に及ぼしたと思われる影響を考えると次のようになる。すなわち、いま1955年を基準にとつて、それに対してどのようにずれているかを考えてみると、

1950年：1人の普通世帯がすべて準世帯となる。

1930年：1人の準世帯の一部が間借り自炊をする1人の普通世帯のうちに入る。1人の準世帯の一部はまた素人下宿の下宿人として下宿の普通世帯のうちに含まれる。素人下宿の下宿人が多くの場合下宿代を支払う下宿人であると考えるならば、これらの者は1950年および1955年においては大部分の素人下宿の下宿人は準世帯として扱われたことになる。

1920年：1930年に同じ。

次に住居を異にし生計をともにする場合の取扱いについては、1930年および1920年においてしか言及されていない。即ち、「家計を共にしても、別に住居を有する者は、住居を異にする毎に、各1つの普通世帯である。」という一般的規定がある。しかしながらこれに該当するような具体的な場合については何等言及されていない。1955年と1950年においてこの一般的規定に關して言及がないため、このような状態の可能性を肯定したのか否定したのかは明確ではないが、おそらく、そのような場合は別の世帯として扱うことを自明の理としていたのであるうと思われる。

## 2. 準世帯の定義

さて次に準世帯の定義にうつろう。1955年においては準世帯を2種類に大別した。即ち(1)「普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者またはその集り」、(2)1つの住居に住みそれぞれ独立に生計を維持している単身者だけの集り」。前者の(1)に相当するものは1950年では、「普通世帯と同じところに住んではいるが、家計を別々に立てている人又はその集り」であり、(2)に相当するものは、「同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている人々の集り」となつてゐる。(1)の具体的説明をみると、1955年では「普通世帯の住居に間代・食費などを支払つて間借りしている単身者で、その人が1人であればその人だけを『1人の準世帯』とし、2人以上あればまとめて1つの準世帯とした」とあり、1950年では、「下宿人が部屋代又は下宿代を支払つていれば、その普通世帯とは別の準世帯とした」とある。(2)の具体的説明としては、1955年をみると、「寄宿舎・下宿屋などに住んでいる単身者で、これをまとめて1つの準世帯とした」となつておる、1950年には具体的説明がない。1930年および1920年においては一般的規定はないが次のような具体的規定がある：「準世帯は、寄宿舎、病院、旅店、下宿屋、倉宿所、船舶等に在る家計を共にしない者の集りをいう。」これは上述の(2)に相当するものであり、(1)に相当するものは前述した如く普通世帯に入れられた。従つて(2)については戦前戦後を通じて取扱いに変化はなく、(1)については既にのべたような影響を伴う変化であつたわけである。

次に調査方法に関する変化であるが、このうち統計に特に大きな影響を及ぼしたものとして調査した人口の種類、即ち現在人口か常住人口かという問題を取上げねばならない。

## 3. 現在人口と常住人口

前章でみたように、1947年の臨時国勢調査までは各回とも現在人口が調査対象とされ、1948年の常住人口調査以来常住人口が調査対象となつた。しかし1940年の国勢調査においては軍人軍属についても常住地主義に類似した方法がとられたといふ点で他の現在人口調査と異つてお

り、1948年以来3回の調査はいずれも常住人口を扱っているが、その定義が相互に異っている。その相異については前章において既に年次別にのべた點であるが、こゝでは1955年における取扱い方にしたがつた場合に結果として得られた統計が、他の年次の調査における取扱い方にしたがつた場合にはその結果の統計がどのようにずれて来るかということを考へてみたい。しかしこゝでは具体的には、前節の世情の定義に関して問題にしたものと同様に、1955年の基準で普通世帯に入れられるべきものと準世帯に入れらるべきものとが、他の基準ではどのように變るかということを問題として取り上げることにする。

1950年：1955年では常住期間が3カ月以上であったが、1950年では6カ月以上であった。したがつて常住期間が3カ月以上6カ月未満の者で、1955年の取扱い方にしたがうと普通世帯に入れられるべき者のうちには、1950年の取扱い方によると準世帯に入れらるべき者がいるかも知れないし、逆に準世帯として数え上げられるべき者で普通世帯に入れられるべき者がいるかも知れない。常住期間は今までの経過期間のみならず将来にのびた予定期間をもふくむのであるから、そのような意味をもつたるカ月や6カ月位の短期間で普通世帯から準世帯へ、又は準世帯から普通世帯へと移転する例は非常に少いのではないかと思われる。したがつて常住期間を3カ月としても6カ月としても統計への影響は非常に僅かなものであろう。なお準世帯員のうち学生生徒、船舶に乗組む者および在職者の取扱いについては1955年、1950年とも同一であるから問題はない。病院の入院患者については問題がある。1955年では入院経過期間3カ月以上のときは病院の準世帯員として数え上げられたが、1950年ではその期間は6カ月以上であった。したがつて普通世帯から來た入院患者で入院経過期間が3カ月以上6カ月未満の者は、1955年の基準では準世帯員となるが、1950年の基準では普通世帯員となる。すなわち、それだけの者が常住人口の取扱い規定をかえただけで準世帯員から普通世帯員に移行する。これに該当する例は實際に大いにあり得ることと考へられる。また精神病院、結核療養所およびらい療養所の入院患者は1955年では一般病院のそれと同一に取扱われたが、1950年では入院期間の

長短にかゝわらず、入院先で準世帯員として数え上げられた。このため 1950年の基準によると 1955年の基準によるよりもそれらの入院患者のうちもカ月未満の入院期間の者の数だけ普通世帯員が減り準世帯員がふえる。

1948年：旅館に宿泊していた者、船舶の乗客、一時の来客、入院患者（下記のものを除く）、留置場にいた者、船舶乗組員で自宅のある者はそこに居住する期間の長短に関係なく「自宅」（多くの場合普通世帯である）に戻して数え上げられた。このうち1955年の取扱い方と異なるものは、旅館宿泊者、入院患者についてであろう。3ヶ月以上旅館に宿泊する者は1955年の基準にしたがうと、旅館の準世帯員として数え上げられねばならない。入院患者の場合はも3ヶ月以上の入院患者は1955年の基準にしたがうと病院の準世帯員として数え上げられねばならない。精神病院、らい療養所の収容者、拘置所刑務所等で刑の定まつている者、矯正院育児院老院等の収容者、住込の家事使用人はそれを常住世帯と定められたが、この取扱いによる統計の結果は1955年による場合と實際上大差ないと思われる。下宿生活や寄宿生活をしている学生、生徒、合宿所、寮等で生活している社員、工員については常住期間を6ヶ月以上と定められた。このうち学生生徒については1955年の基準にしたがえば6ヶ月未満の者もその下宿や寄宿舎の準世帯員となり、又上記の社員や工員については3ヶ月以上そこに居住し又は居住しようとする者は合宿所、寮の準世帯員としなければならない。

1940年：軍人軍属はすべてその自宅の普通世帯員として調査されたが、1955年の取扱い方から法えば、このうち部隊の營舎内や船舶に起居する者は準世帯員とすべきであり、下宿しているような場合、3ヶ月以上入院している場合も準世帯員となるであろう。總じて軍人軍属の大部分は準世帯員の方に姫すことになる。

1930年：すべての人口について現在地主戸で調査されたから、1955年の基準によつた場合に比べると、病院および療養所の入院患者中、普通世帯から來ていて入院期間3ヶ月未満の者の数だけ準世帯員が多くなるわけであり、船舶に乗組んでいて陸上に普通世帯である自宅を有す

る者の数だけ、同じく準世帯が多くなる。

以上2および3でのべたところを要約し、1955年の基準に合せて補正する要領（たゞし数量的補正は困難で理論的方法のみ）を以下に示してみよう。

4. 1955年における世帯の定義および調査した人口の種類（常住人口か現在人口かということ）の定義に合わすために補正すべき事項

A 世帯の定義に関するもの

(1) 間借り自炊する単身者（そこに常住するものと仮定する）

1948～1920年：すべて別の準世帯に移す。

(2) 素人下宿の下宿人（そこに常住するものと仮定する）

1948～1920年：下宿代を支払っている者を別の準世帯に移す。

B 調査人口の種類の定義に関するもの

(1) 普通世帯の自宅を有する旅館宿泊者

1950年：宿泊期間（予定も含む）が3カ月以上6カ月未満の者は旅館の準世帯に移す。

1947～20年：宿泊期間3カ月未満の者は自宅の普通世帯に移す。

(2) 船舶の乗客又は船舶に乗り組んでいる者で自宅が普通世帯である者

1947～20年：すべて普通世帯に移す。

(3) 常住する準世帯から普通世帯へ来ている一時の来客

1947～20年：すべて準世帯に移す。

(4) 準世帯から通学する学生生徒で自宅が普通世帯のもの

1948年：そこに居住していた期間又は居住しようとする期間が6カ月未満の者も準世帯に移す

(5) 病院又は療養所（6にのべるものな除外）の入院患者で自宅が普通世帯の者

1950年：入院経過期間が3カ月以上6カ月未満の者も準世帯に移す

1948年：入院経過期間が3カ月以上の者は準世帯に移す

1947-20年：入院経過期間が3カ月未満の者は普通世帯に移す。

(6) 精神病院、結核療養所およびらい療養所の入院患者で自宅が普通世帯の者

1950-1920年：入院経過期間3カ月未満の者は普通世帯に移す

(7) 軍人軍属中部隊艦船に宿泊する者およびその他の準世帯に常住する者

1940年：すべて準世帯に移す。

次に上記のような補正の立場でなく、各回調査における普通世帯人員および準世帯人員が、1955年の基準を採用した場合に比べて増加する傾向があるか減少する傾向があるかを表に一括して示してみたい。

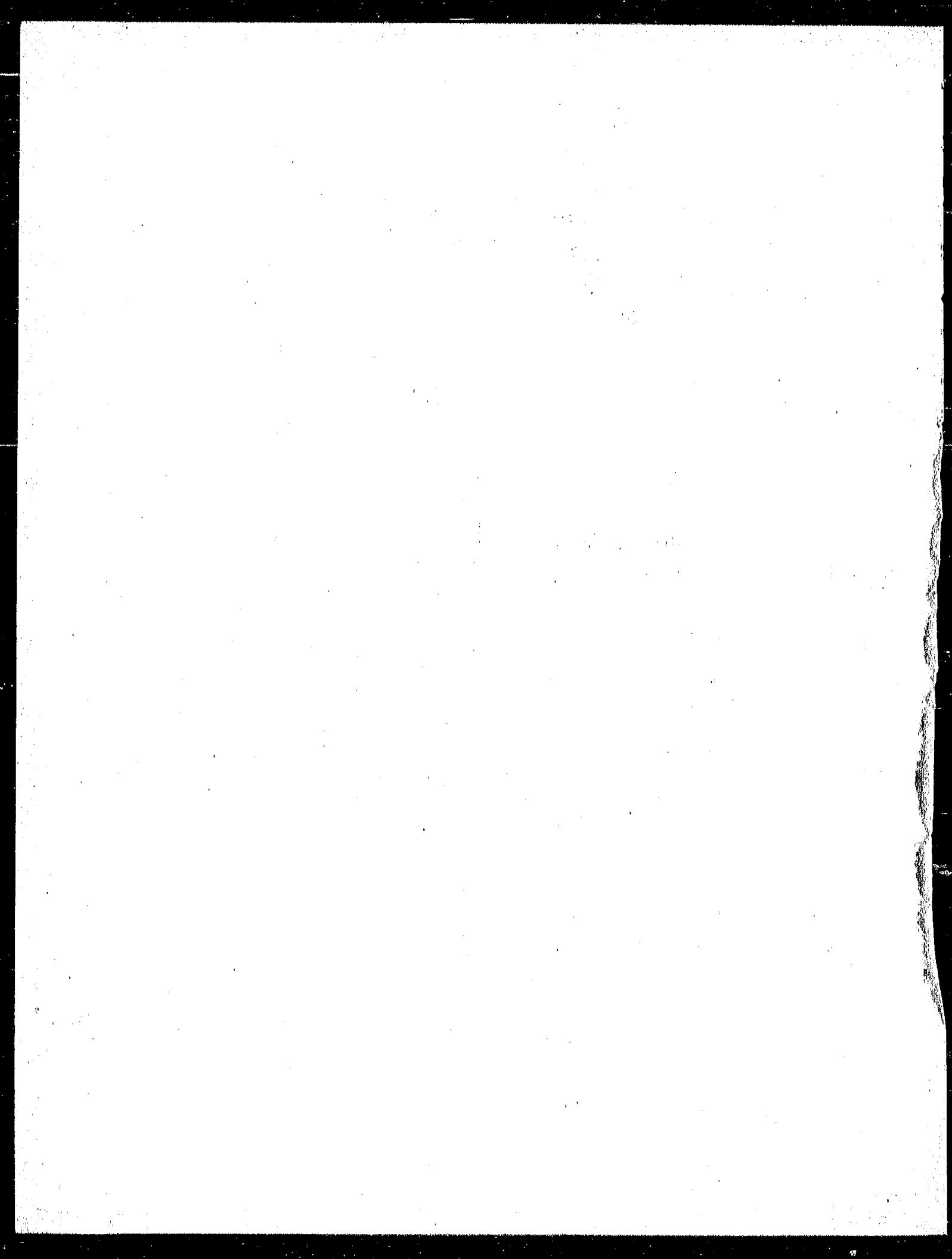
これによつて個々の場合における増減の傾向についてはある程度判断しうるが、全体としての増減については結論を下すことは困難であろう。

1955年の世帯の定義ならびに常住世帯の取扱い  
規定に基いた場合普通世帯員と準世帯員との間に移行が行われると思われる事例

(十符号は1955年の方針によつた場合よりも普通世帯員が多く、準世帯員がそれだけ少く数えられることが示し、一符号はその逆であり、=符号は1955年の方針によつても変化がないと思われるることを示す)

世帯員の種類	1) 1950	1948	1947 1946	1940	1935 1920
1. 間借り自炊する単身者	+	+	+	+	+
2. 素人下宿で下宿代を支払う下宿人	+	+	+	+	+
3. 自宅が普通世帯である旅館宿泊者	+	+	-	-	-
4. 自宅が普通世帯である船舶の乗客および乗組員	=	=	-	-	-
5. 準世帯に常住し普通世帯に来ている一時の来客	=	=	+	+	+
6. 準世帯から通学する学生生徒で自宅が普通世帯のもの	=	+	=	=	=
7. 病院および療養所(8に記すものを除く)の入院患者で自宅が普通世帯のもの	+	+	-	-	-
8. 精神病院、結核療養所およびらい療養所の入院患者で自宅が普通世帯のもの	=	=	-	-	-
9. 軍人軍属中部隊艦船に宿泊する者およびその他の準世帯に常住するもの	=	=	=	+	=

- 1) 一般世帯(1人世帯+2人以上の普通世帯)を考える。
- 2) 寄宿舎、下宿屋に居住する者をさす。単身で下宿する者は1項又は2項に準ずる。



普通世帯および単世帯の定義に関する比較対照表 1955, 1960

情 帶	1955年		1960年	
	一般的規定	具体的説明	一般的規定	具体的説明
住居と生計 とや共にし ている場合	住居と生計を共にしている人の限り(2人以上の普通世帯)、または独立して住居を維持する單身者(1人の普通世帯)	住居と生計をともにしている家族のほか、非直系の住込みの飼育や間代・食費などを支拂つていてない同居人・飼育人などがいれば、これらの人も含めて一つの普通世帯とした。独立して住居を維持する单身者というのは、一人で1戸を構成しているといわれれる場合であるが、その特徴は借り受けている1戸の家族に1人で独立の生活を営んでいる場合のことである。	同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の限り(2人以上の普通世帯)、または(1)一人で住んでいて、一人で家計を立てているもの(1人の普通世帯)	下宿人等を含む場合は(1)一人で住んでいて、一人で家計を立てているもの(1人の普通世帯)
普通世帯	住居を共に し生計を共 にする場合			1960年では1人の普通世帯とされているが、1955, 1960年および1920年の規定に合せれば普通世帯となるので形をそろえるため特に普通世帯に注目した。
1955, 1960年では普通世帯	(1)普通世帯と単世帯をともにし 別に家計を維持している単身者 またはその限り(は準世帯とする)	普通世帯の単位に間代・食費などを支拂つて間借りしている単身者も、その人が一人であればその人だけを「1人の準世帯」とし、2人以上あればまとめて1つの準世帯とした。	(2) 普通世帯と同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている人はその限り(は準世帯とする。)	下宿人等の準世帯
1955, 1960年	(2)1つの単位に住みそれを独立して生計を維持している単身者 だけの限り(は準世帯である)	普通世帯・下宿屋などに住んでいる単身者もこれをまとめて1つの準世帯とした。	(3) 同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている人々の限り(は準世帯とする。)	
単世帯				

、1955, 1950, 1930および1920年

1950年

具 体 的 説 明

してい  
帶)、  
計を立  
ている  
日年の  
をもる

下宿人が部屋代又は下宿代を支払っていない場合には、その普通世帯の世帯員に含む。住込みの使用人、女中等は家計を別にしていない限りその普通世帯の世帯員となる。1つの家屋に住み、独立の家計を立てている者は、世帯は、必ずしてその普通世帯とした。

\*右の脚注参照

家族を有し且自分の家族だけで生活を立てている使用者、下宿人は別の普通世帯である。

下宿人が部屋代又は下宿代を支払つていれば、その普通世帯とは別の準世帯とした。

-31-

1930年および1920年

一 般 的 規 定

2. 住居を共にする者の集り(2人以上の普通世帯)、または
3. 1人で住居を有して、家計を立てている者  
(1人の普通世帯)
5. 住居を共にしても、別に家計を立てている者は、家計を別にする毎に、各1つの普通世帯である。
4. 家計を共にしても、別に住居を有する者は、住居を換にする毎に、各1つの普通世帯である。
5. 住居を共にしても、別に家計を立てている者は、家計を別にする毎に、各1つの普通世帯である。
7. 旅店、下宿屋等では、営業の主人およびその家族、雇人等の集りは1つの普通世帯で、旅客、下宿人等の集りは1つの準世帯である。
9. 旅店、下宿屋等の宿泊人中、明かに普通の世帯を持つている者は別の1世帯である。
11. 素人下宿の下宿人は別の準世帯としない。
13. 家計を共にする者のみ乗組んだ船船、舟筏は普通世帯で、準世帯ではない。
10. 間借り自炊をする者は別の普通世帯である。
10. 間借り自炊をする者は別の普通世帯である。
11. 素人下宿の下宿人は別の準世帯としない。
6. 準世帯とは、寄宿舎、病院、旅店、下宿屋、合宿所、船舶等に在る家計を共にしない者の集りをいう。
7. 旅店、下宿屋等では、営業の主人およびその家族、雇人等の集りは1つの普通世帯で、旅客、下宿人等の集りは1つの準世帯である。

## 5. 統計にもとづく観察(1)

4で考察したところを念頭において各年次の普通世帯数と世帯人員および準世帯数と世帯人員の変化を検討したいと思う。表1に普通世帯、準世帯の各々につき、世帯数、世帯人員、1世帯当たり人員および人口100に対する世帯人員を年次別に示した。たゞし1950年は前述の理由から一般世帯について扱い、1955年もこれに準じて1人の準世帯を普通世帯にふくめた。さてこれらの項目について年次的動向をみると、検討を要すると思われるいくつかの点が見出される。

(1) 1920年より1925年にかけて準世帯数が減少したにも拘らず準世帯人員が増加していることと1925年から1930年にかけてはこれと逆に準世帯数の増加、準世帯人員の減少が起つていること。この傾向は必然的に普通世帯の変化とも相即しているわけであるが、1925年では普通世帯人員の伸びがやゝわるく、1930年では逆に伸びが過大であるように思われる。これは表1の(6)欄、すなわち総人口に対する普通世帯人員の割合をみると分る。この割合は1920年において97.08%，1935年において97.09%であつて、両者が非常に近似して安定性を示しているのに、その中間の年次の1925および1930年において、この割合に可成り目立つた亂れがある。即ち1925年の97.00%はやゝ低めであり、1930年の97.36%は目立つて高すぎる。このことから特に1930年の数字に疑問がもたれるのであり、普通世帯人員が過大に（従つて準世帯人員が過小に）数えられたようと思われる。準世帯においてこれに相応するものとして1925年の準世帯人員、1930年の準世帯人員の夫々やゝ過少および可成りの過大がみられる。

(2) 1940年においては軍人軍属をすべてその縁故世帯（ほとんどが普通世帯であると思われる）に帰属させて申告させているから、それまでの年次における軍人軍属の取扱い方と同じ取扱いをしたと仮定した場合よりも、部隊艦船に宿泊する軍人の分だけ普通世帯人員が多くなり、準世帯人員が少くなる筈であるが、そのような傾向が実際には現われていないこと。1935年よりも1940年においては部隊艦船に宿泊する

表 1. 世帯の種類別世帯数および世帯人員、1920-1955年

年次	総人口	普通世帯			準世帯			世帯		
		世帯数	世帯人員	1世帯当たり世帯人員	人口100人に当る世帯人員	世帯数	世帯人員	1世帯当たり世帯人員	人口100人に当る世帯人員	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
1920	55,391,481	11,002,901	53,772,854	4.887	97.08	98,185	1,618,627	16,49	2.92	
1925	59,179,200	11,782,591	57,463,039	4.877	97.00	96,588	1,716,161	17,77	3.00	
1930	63,872,496	12,477,563	62,188,013	4.984	97.36	104,460	1,684,483	16,13	2.64	
1935	68,661,654	13,257,567	66,662,528	5.030	97.09	120,510	1,991,26	16,59	2.91	
1940	72,539,729	14,091,157	70,393,324	4.996	97.04	127,774	2,146,405	16,80	2.96	
1947	78,092,609	15,785,219	76,509,250	4.847	97.97	85,592	1,583,359	16,53	2.03	
1948	80,216,896	15,982,413	78,731,065	4.926	98.15	106,442	1,485,831	13,96	1.85	
1950	83,199,637	16,425,390	81,629,177	4.970	98.11	154,739	1,570,460	10,15	1.89	
1955 <sup>1)</sup>	89,275,529	17,718,492	86,725,891	4.895	97.14	241,451	2,549,638	10,56	2.86	

1) 1人の準世帯は普通世帯にふくまれている。

資料：昭和25年国勢調査報告、第8巻、最終報告書、596頁。  
昭和30年国勢調査報告、第3巻、その1、228-229頁。

準世帯人員の数ははるかに多かつたと考えられるから、総人口に対する普通世帯人員の割合は、1935年よりも可成り高いと考えられるにも拘らず、表1に見るようすに、1935年の97.09%に対し1940年には97.04%と減少している。このような軍人軍属の普通世帯への帰属を埋合わして余すほどの準世帯人員の増加があつたと考えるよりほかはないが、この年次においては準世帯人員の種類別内訳が得られていないので、断定は困難である。

(3) 1947年～1948年の間で準世帯数が増加しているのに對して準世帯人員が減少していること。1947年の臨時國勢調査は10月1日現在、1948年の常住人口調査は8月1日現在で行われたから、その間の期間は10カ月である。1947年は現在人口が調査され、1948年は常住人口が調査され、この調査方法の相異の影響が1948年の方に普通世帯人員を多からしめるように働いたことは前節4において考察した。このことは総人口に対する普通世帯人員の割合が1947年において99.97%であったのが、1948年に98.15%に増加したことから或る程度裏がき出来よう。したがつて準世帯人員の割合は逆に1947年から1948年へと減少しているわけだが、準世帯人員は実質的にも減少している。このことは一應問題ないであろう。しかしそれにも拘らず準世帯数において増加を見るのはどういう状であるか。しかし此の場合も準世帯の内訳に関する統計が欠けていたため検討が困難である。

なお、ここで1950年における一般世帯と1920年～1948年ににおける普通世帯との関係をもう一度よく考えてみたいと思う。1950年的一般世帯とは2人以上の普通世帯に1人の普通世帯および1人の準世帯を加えたものの総称であるが、このうち1人の普通世帯および2人以上の普通世帯は、定義の上では1920年～1948年においても亦普通世帯である。同居は1人の準世帯であるが、これは具体的には、下宿代を支払う家人下宿の下宿人および、普通世帯に同居自炊する者である。1920年～1948年の定義では前者は下宿を提供する普通世帯員の中に同居人として含められたのであり、同居自炊する者は別の普通世帯とされたので

あるから、結局 1950 年で 1 人の準世帯とされたものもまた定義上は 1920 年 - 1948 年の普通世帯のなかに含まれることになる。したがつて 1950 年における一般世帯は 1920 - 1948 年における普通世帯と少くとも定義上では、その中にふくまれるもののがほど等しく、その数字は互に比較しうるものと考えてよいであろう。したがつて 1955 年の数字を 1920 年 - 1948 年のそれと比較するには、1 人の準世帯を普通世帯に加えたものを求めた上で、即ち 1950 年の一般世帯の形になおして比較しなければならないであろう。たゞ世帯人員別の世帯数の比較は直ちには出来ない。そのわけは 1920 年 - 1948 年では、素人下宿の下宿人はその下宿の普通世帯に所属されているために、いろいろな人員の世帯のなかに分散してしまつてゐるからである。

#### 6. 統計にもとづく観察(2)

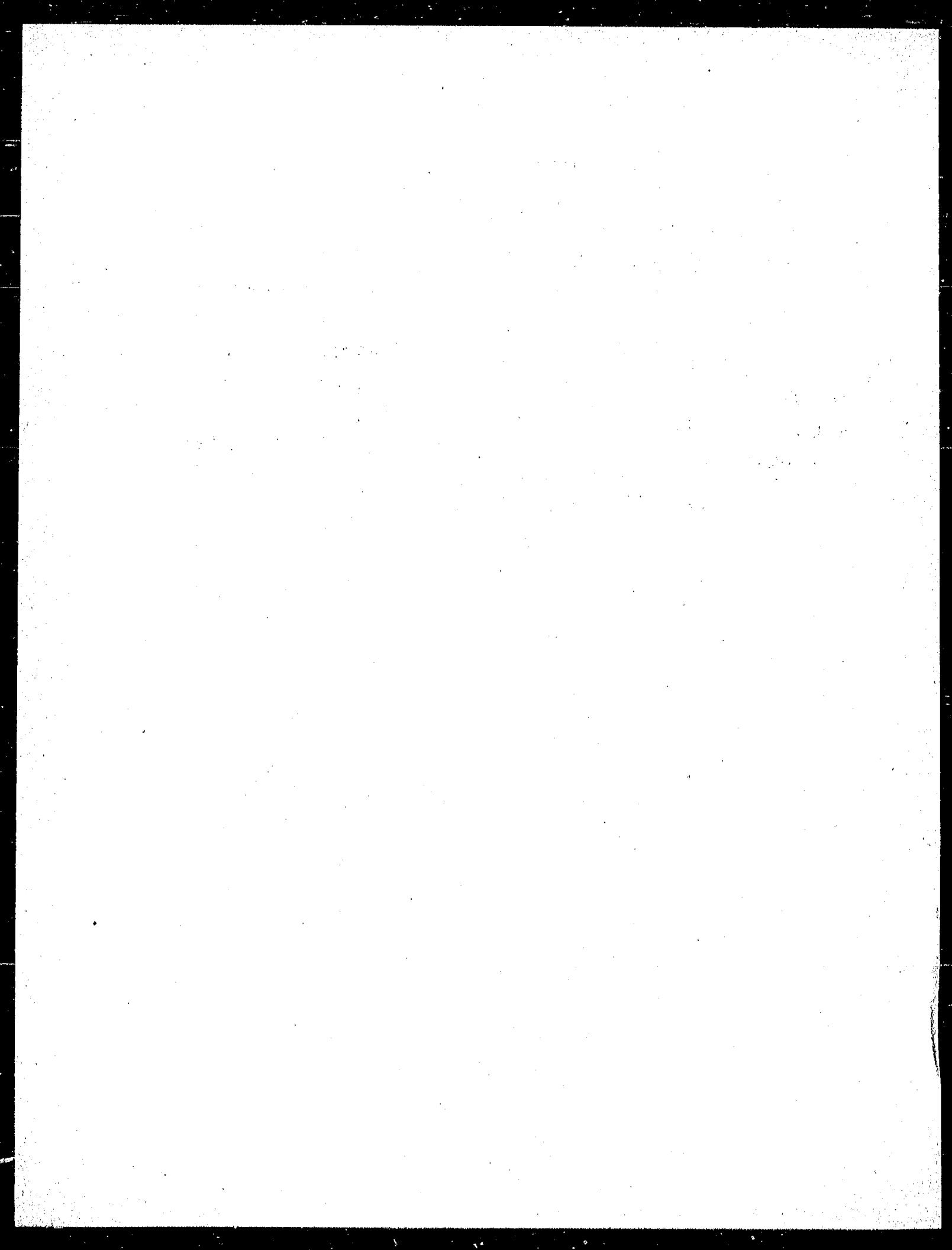
第 2 に 2 人以上の普通世帯について、その人員別の世帯数の増加割合を計算した場合にみられる 1 つの疑問点についてふれておきたいと思う。表 2 に 1920 - 30 年および 1930 - 50 年の各平均 5 年間の、ならびに 1950 - 55 年の 5 年間の世帯人員別 2 人以上の普通世帯の世帯数の

表 2. 世帯人員別 2 人以上の普通世帯の世帯数  
の平均 5 年間の増加割合(%)、1920 - 30,  
1930 - 50, 1950 - 55 年

世帯人員	1920 - 30	1930 - 50	1950 - 55
(1)	(2)	(3)	(4)
2 人	3.20	3.73	11.55
3 人	5.37	7.77	4.15
4 人	6.15	9.57	10.80
5 人	6.42	9.73	15.16
6 人	7.18	9.09	13.64
7 人	8.72	8.55	7.96
8 人	10.70	8.41	-0.30
9 人	11.77	8.37	-7.85
10 人	12.17	6.13	-10.44
11 人以上	11.38	-0.19	-13.40

資料：昭和 25 年國勢調査報告、第 3 卷、610 -  
611 頁および昭和 30 年國勢調査報告、  
第 3 卷、その 1、228 - 229 頁より計算

増加割合を示した。この表で 1920—30 年における増加率をみると 2 人世帯、3 人世帯、4 人世帯と順次増加率が多くなつてゆく関係にある。1930 年と 1950 年との間の期間は戦争をはさんでいてその間の増加の経過は必ずしも単純ではなかつたと思われるが、それにも矢張り 2 人、3 人および 4 人世帯のところの世帯数の増加割合はこの順序に多くなつてゐる。ところが、1950—55 年の間にはこのような規則性がみられず、3 人世帯の増加割合のところが著しい谷になつて凹んでいる。又 2 人世帯の増加割合は 4 人世帯の増加割合よりも僅かに大きいことも前の 2 つの期間に見られなかつた傾向である。2 人世帯および 3 人世帯が特にどのような世帯構成のものを代表しているのかについては関連する統計がないため推論は困難であろうが、このような世帯構成の局面からでも手掛りを得て、この特殊な現象は解明さるべきであろう。



## 附 錄 I

戦前における世帯に関する二、三の統計

(全国、1920年および1930年)

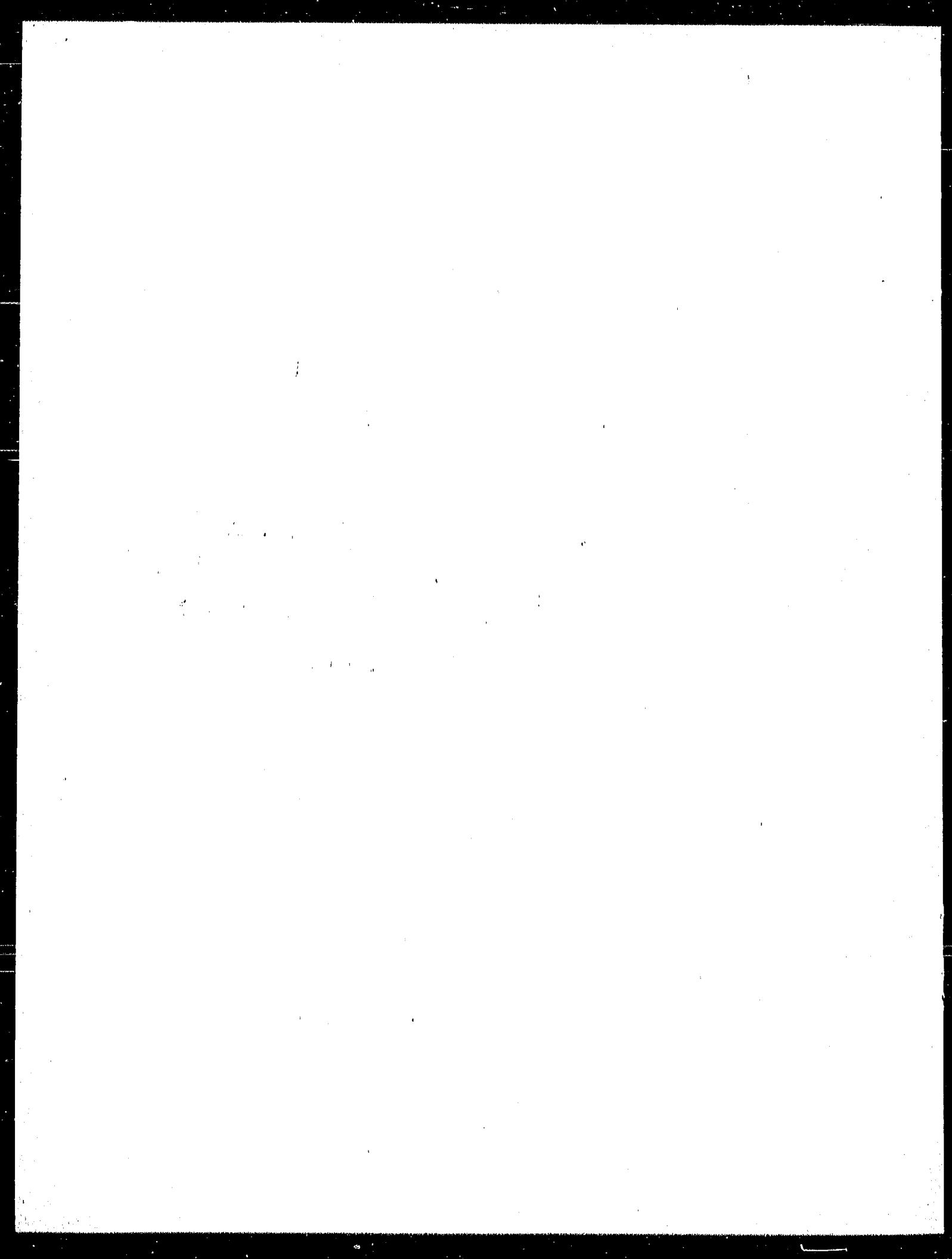


表1、普通世帯および準世帯の世帯数と男女別世帯人員、全国  
1920年

地域・世帯	世帯数	世帯人員		
		総数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
<b>沖縄県を含む全国</b>				
総 数	11,220,849	55,963,053	28,044,185	27,918,868
普通世帯	11,122,120	54,836,356	27,016,145	27,820,211
準世帯	98,729	1,626,697	1,028,040	598,657
<b>沖縄県を除く全国</b>				
総 数	11,101,086	55,891,481	27,769,356	27,622,125
普通世帯	11,002,901	53,772,854	26,748,345	27,024,509
準世帯	98,185	1,618,627	1,021,011	597,616

資料：大正9年國勢調査報告、記述編、摘要表51および52、164—1  
65頁；第1卷、統計表27、114頁

表2、普通世帯および準世帯の世帯数と男女別世帯人員、全国  
1930年

地域・世帯	世帯数	世帯人員		
		総数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
<b>沖縄県を含む全国</b>				
総 数		64,450,005	32,890,155	32,059,850
普通世帯	12,600,276	62,760,821	31,864,679	31,896,142
準世帯		1,689,184	1,025,476	663,708
<b>沖縄県を除く全国</b>				
総 数		63,872,496	32,117,358	31,755,138
普通世帯	12,477,563	62,188,013	31,095,560	31,092,453
準世帯		1,684,483	1,021,796	662,685

表 3、世帯人員別普通世帯数および男女別世帯人員、全國、<sup>\*</sup>  
1920年

世帯人員	世帯数	世 帯 人 員		
		総 数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
総 数	11,122,120	54,336,356	27,016,145	27,320,211
1	641,860	641,860	322,710	319,148
2	1,392,026	2,784,052	1,322,163	1,461,889
3	1,690,534	5,071,602	2,471,967	2,599,635
4	1,698,893	6,795,572	3,359,493	3,456,079
5	1,620,484	8,102,420	4,013,759	4,088,661
6	1,897,847	8,384,082	4,173,098	4,210,984
7	1,059,924	7,419,468	3,707,050	3,712,418
8	702,613	5,620,904	2,817,612	2,803,292
9	418,650	3,767,850	1,896,464	1,871,386
10	240,002	2,400,020	1,217,213	1,182,807
11—15	261,334	2,777,478	1,428,422	1,349,056
16—20	20,765	360,480	192,955	167,725
21—25	4,488	101,512	54,788	46,724
26—30	1,685	46,628	25,622	21,006
31—35	653	21,430	11,242	10,188
36—40	359	13,591	7,635	5,956
41—45	176	7,528	4,052	3,476
46—50	119	6,703	2,778	2,925
51+	208	13,976	7,120	6,856

\* 沖縄県を含む

資料：大正9年關勢調査報告、全國の部、第1卷、統計表30、130頁

表4、世帯人員別普通世帯数および男女別世帯人員、沖縄県を除く  
全国、1920年

世帯人員	世帯数	世 帯 人 員		
		総 数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
総 数	11,002,901	53,772,854	26,748,345	27,024,509
1	631,998	631,998	318,399	313,599
2	1,675,897	2,751,794	1,307,908	1,443,986
3	1,672,600	5,017,800	2,446,896	2,570,904
4	1,681,002	6,724,008	3,305,943	3,418,065
5	1,604,010	8,020,050	3,974,561	4,045,489
6	1,383,774	8,302,644	4,133,990	4,168,654
7	1,049,748	7,348,236	3,672,805	3,675,431
8	695,593	5,564,744	2,790,615	2,774,129
9	414,351	3,729,159	1,877,797	1,851,362
10	237,283	2,372,830	1,204,025	1,168,805
11—15	228,882	2,741,964	1,411,022	1,330,942
16—20	20,695	357,775	191,523	166,252
21—25	4,474	101,198	54,610	46,588
26—30	1,682	46,546	25,581	20,965
31—35	651	21,364	11,208	10,156
36—40	369	13,591	7,636	5,956
41—45	176	7,528	4,052	3,476
46—50	119	5,703	2,778	2,925
51+	207	13,922	7,097	6,825

資料：大正9年國勢調査報告、全國の部、第1巻、統計表80、130頁および149頁より計算

表5、世帯人員別普通世帯数および男女別世帯人員、全國、<sup>\*</sup>  
1930年

世帯人員	世帯数	世 帯 人 員		
		総 数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
総 数	12,600,276	62,760,821	31,864,679	31,896,142
1	694,063	694,063	353,863	340,200
2	1,480,773	2,961,546	1,413,203	1,548,343
3	1,870,115	5,610,345	2,745,715	2,864,630
4	1,905,489	7,621,956	3,759,140	3,862,816
5	1,826,867	9,131,835	4,638,781	4,593,054
6	1,596,536	9,579,216	4,782,190	4,797,026
7	1,243,843	8,703,401	4,360,854	4,342,547
8	851,617	6,812,936	3,426,852	3,386,084
9	516,311	4,646,799	2,351,176	2,295,623
10	297,722	2,977,220	1,521,322	1,455,898
11—15	287,836	3,446,495	1,797,073	1,649,422
16—20	23,576	408,915	223,843	185,072
21—25	4,352	98,190	53,738	44,452
26—30	1,436	39,616	21,643	17,973
31—35	397	12,993	6,859	6,134
36—40	170	6,425	3,509	2,914
41—45	71	3,032	1,852	1,180
46—50	41	1,960	1,185	775
51+	61	3,800	1,881	1,999

注：\* 沖縄県を含む全國

資料：昭和5年國勢調査報告、第1卷、統計表34、150頁

表 6、世帯人員別普通世帯数および男女別世帯人員、沖縄県を除く  
全國、1930年

世帯人員 (1)	世帯数 (2)	世 帯 総 数 (3)	世 帯 人 員 (4)		世 帯 人 員 (5)
			男 (4)	女 (5)	
總 数	12,447,563	62,188,013	31,095,560	31,092,453	
1	682,672	682,672	349,400	333,272	
2	1,463,831	2,927,662	1,398,731	1,528,931	
3	1,852,094	3,556,282	2,721,330	2,834,952	
4	1,887,719	3,650,876	3,726,262	3,824,614	
5	1,809,726	9,048,630	4,499,690	4,648,940	
6	1,682,410	9,494,460	4,741,906	4,752,666	
7	1,232,738	8,629,166	4,326,172	4,303,994	
8	844,420	6,755,360	3,399,040	3,356,320	
9	511,894	4,607,046	2,331,944	2,275,102	
10	296,010	2,950,100	1,608,105	1,441,995	
11—15	286,118	3,413,813	1,781,018	1,632,795	
16—20	23,416	406,174	222,457	183,617	
21—25	4,343	9,988	6,8632	44,886	
26—30	1,433	3,931	2,1601	1,7930	
31—35	896	12,958	6,846	6,112	
36—40	170	6,428	3,509	2,914	
41—45	71	3,032	1,662	1,180	
46—50	41	1,960	1,186	775	
51+	61	3,000	1,881	1,999	

資料：昭和5年國勢調査報告、第1卷、統計表34、150頁和160第4卷  
沖縄県、統計表26、68頁和102頁。

表7、 来客および一時宿泊者を含む場合と除いた場合の普通世帯数  
および世帯人員、全國、1920年

地域・来客、 一時宿泊者の有無	世帯数	世 帯 人 員		
		總 数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
沖縄県を含む全國				
来客、一時宿泊者 を含んだ場合	11,122,120	54,336,356	27,016,145	27,320,211
来客、一時宿泊者 のみよりなる世帯	512	—	—	—
来客および一時宿 泊者数	—	855,663	390,464	465,199
来客、一時宿泊者 を除いた場合	11,121,608	53,480,693	26,625,681	26,855,012
沖縄県を除く全國				
来客、一時宿泊者 を含んだ場合	11,002,901	53,772,854	26,748,345	27,024,509
来客、一時宿泊者 のみよりなる世帯	509	—	—	—
来客および一時宿 泊者数	—	852,156	388,328	463,827
来客、一時宿泊者 を除いた場合	11,002,392	52,920,699	26,360,017	26,560,682

資料：大正9年國勢調査報告、龍述編、172頁；摘要表51、164頁；  
摘要表56、172—178頁

表 8、世帯の構成別普通世帯および畠帶の構成別、世帯主との関係別  
世帯人員、全国、1920年

地域・世帯の構成	世帯数
(1)	(2)
沖縄県を含む全国	
総 数	11,121,608
親族世帯	9,267,825
親族十職業使用人	682,222
親族十家事使用人	327,023
親族十職業使用人十家事使用人	164,232
世帯主十職業使用人	35,146
世帯主十家事使用人	14,851
世帯主十職業使用人十家事使用人	5,943
単独世帯	624,366
沖縄県を除く全国	
総 数	11,002,392
親族世帯	9,169,984
親族十職業使用人	675,680
親族十家事使用人	324,024
親族十職業使用人十家事使用人	163,101
世帯主十職業使用人	34,431
世帯主十家事使用人	14,667
世帯主十職業使用人十家事使用人	5,894
単独世帯	614,611

註：表 8、世帯人員(8)～(7)は次ページに続く。

表8、前ページより続く。

## 世 帯 人 隊

総 数 (8)	世帯主 (4)	家 族 (5)	職業使用人 (6)	家事使用人 (7)
53,480,693	10,802,083	40,214,758	1,828,970	634,882
44,206,682	8,988,405	35,218,277	—	—
4,779,261	669,033	2,871,445	1,238,783	—
2,053,368	313,477	1,350,086	—	389,805
1,630,421	159,271	774,950	476,697	219,503
117,749	29,795	—	87,954	—
31,509	13,538	—	—	17,971
37,537	4,198	—	25,536	7,603
624,366	624,366	—	—	—
52,920,699	10,686,041	39,789,749	1,815,924	629,985
43,729,171	8,892,350	34,836,821	—	—
4,756,990	662,632	2,844,940	1,229,418	—
2,035,031	310,588	1,337,908	—	386,535
1,620,950	158,184	770,080	474,544	218,142
115,697	29,156	—	86,541	—
31,124	13,362	—	—	17,762
37,125	4,158	—	25,421	7,546
614,611	614,611	—	—	—

註：この表は来客および一時宿泊者を除く。この除外数については表4を参照せよ。この表に更に世帯主の職業別と世帯員の男女別とを組合せたものについては、大正9年國勢調査報告書、全國の部、第8巻、統計表1626—818頁を参照せよ。

資料：大正 9 年國勢調査報告、第 3 卷、統計表 1、2—5 頁

表 9、世帯主との関係別男女別普通世帯人員、全國、1920年

地城・世帯主との関係	世 帶 人 員		
	総 数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)
沖縄県を含む全國			
総 数	53,480,693	26,625,681	26,855,012
世 帯 主			
総 数	10,802,083	9,793,642	1,008,441
職業ある者	10,391,909	9,603,327	788,582
職業なき者	410,174	190,315	219,859
家 族			
総 数	40,214,758	15,436,206	24,778,552
職業ある者	14,607,483	4,990,705	9,616,778
職業なき者	25,607,275	10,445,501	15,161,774
職 業 使 用 人	1,828,970	1,333,815	495,155
家 事 使 用 人	634,882	62,018	572,864
沖縄県を除く全國			
総 数	52,920,699	26,360,017	26,560,682
世 帯 主			
総 数	10,685,041	9,698,500	986,541
職業ある者	10,276,637	9,508,834	767,803
職業なき者	408,404	189,666	218,738
家 族			
総 数	39,789,749	15,275,476	24,514,273
職業ある者	14,426,880	4,935,526	9,490,554
職業なき者	25,363,869	10,340,150	15,023,719
職 業 使 用 人	1,815,924	1,324,535	491,389
家 事 使 用 人	629,985	61,506	568,479

註：この表は来客および一時宿泊人を除く、この除外数については表 4 を参照せよ。

この表と世帯の構成および世帯主の職業との組合せについては大正 9 年國勢調査報告、全國の部、第 3 卷、統計表 1.6、2.6—3.1.8 頁を参照せよ。なおこれには世帯主については職業ある者と職業なき者との内訳

は掲げられていない。

資料：大正9年國勢調査報告、全國の部、第8卷、統計表5、12—13頁。

表10、一時宿泊者に関する除外に伴う普通世帯の数と世帯人員の変化  
全國、1930年

地域・一時宿泊者の有無等	世帯数	世帯人員		
		総数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
沖縄県を含む全國				
総　　数	12,600,276	62,760,821	31,364,679	31,396,142
一時宿泊者を除くと世帯員なきか又は1人世帯となる世帯の数と世帯人員並びに一時宿泊者数	945,070	2,395,116	1,058,391	1,336,725
一時宿泊者を除きなお二人以上の世帯員ある世帯の数と世帯員(一時宿泊者を除く)	11,655,206	60,365,705	30,306,288	30,059,417
沖縄県を除く全國				
総　　数	12,477,563	62,188,013	31,095,560	31,092,453
一時宿泊者を除くと世帯員なきか又は1人世帯となる世帯の数と世帯人員並びに一時宿泊者数	932,519	2,877,050	1,051,079	1,826,971
一時宿泊者を除きなお二人以上の世帯員ある世帯の数と世帯員(一時宿泊者を除く)	11,545,044	59,310,963	30,044,481	29,766,482

資料：昭和5年國勢調査報告、第1卷、統計表38、148頁；同、最終報

告書、第1章世帯、215—216頁および第14表、221頁；  
同、第4卷、沖縄県、統計表27、70頁。

表11. 種類別世帯数および男女別世帯人員、金額、1920年

地城・種別	世帯数	世帯人員		
		総数	男	女
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
沖縄県を含む全圏				
総 敷	9,8729	1,626,697	1,020,040	590,657
部隊艦船	1,828	177,666	177,530	26
陸軍	227	56,337	56,307	30
海軍	380	52,386	50,632	1,854
監 獄	427	1,726	1,451	274
留 僮	2,352	110,225	66,641	43,584
宿 倉	6,570	472,572	32,608	389,969
寄宿舎	2,885	48,910	42,233	6,677
養育院感化院其 他の慈善的場合	345	7,891	4,830	2,761
病 院	7,428	127,220	48,526	78,694
旅 店	42,130	271,466	224,412	47,044
下宿 所	21,662	207,060	182,958	24,102
船 舶	9,904	83,872	81,158	2,714
其 他	2,641	9,787	8,859	928
沖縄県を除く全圏				
総 敷	9,8105	1,618,627	1,021,011	597,616
部隊艦船	1,828	177,666	177,530	26
陸軍	227	56,337	56,307	30
海軍	323	51,911	50,078	1,833
監 獄	425	1,716	1,448	271
留 僕	2,347	109,784	66,896	43,888
宿 倉	6,538	471,901	31,994	389,907
寄宿舎	2,873	46,991	40,826	6,665
養育院感化院其 他の慈善的場合	389	7,879	4,818	2,761
病 院	7,695	126,551	48,619	78,232
旅 店	42,022	270,953	224,002	46,953
下宿 所	21,462	205,024	181,007	24,017
船 舶	9,778	82,543	79,938	2,605
其 他	2,633	9,779	8,851	928

資料：大正 9 年國勢調査報告、全國の部、第 1 卷、統計表 80、130—149 頁。

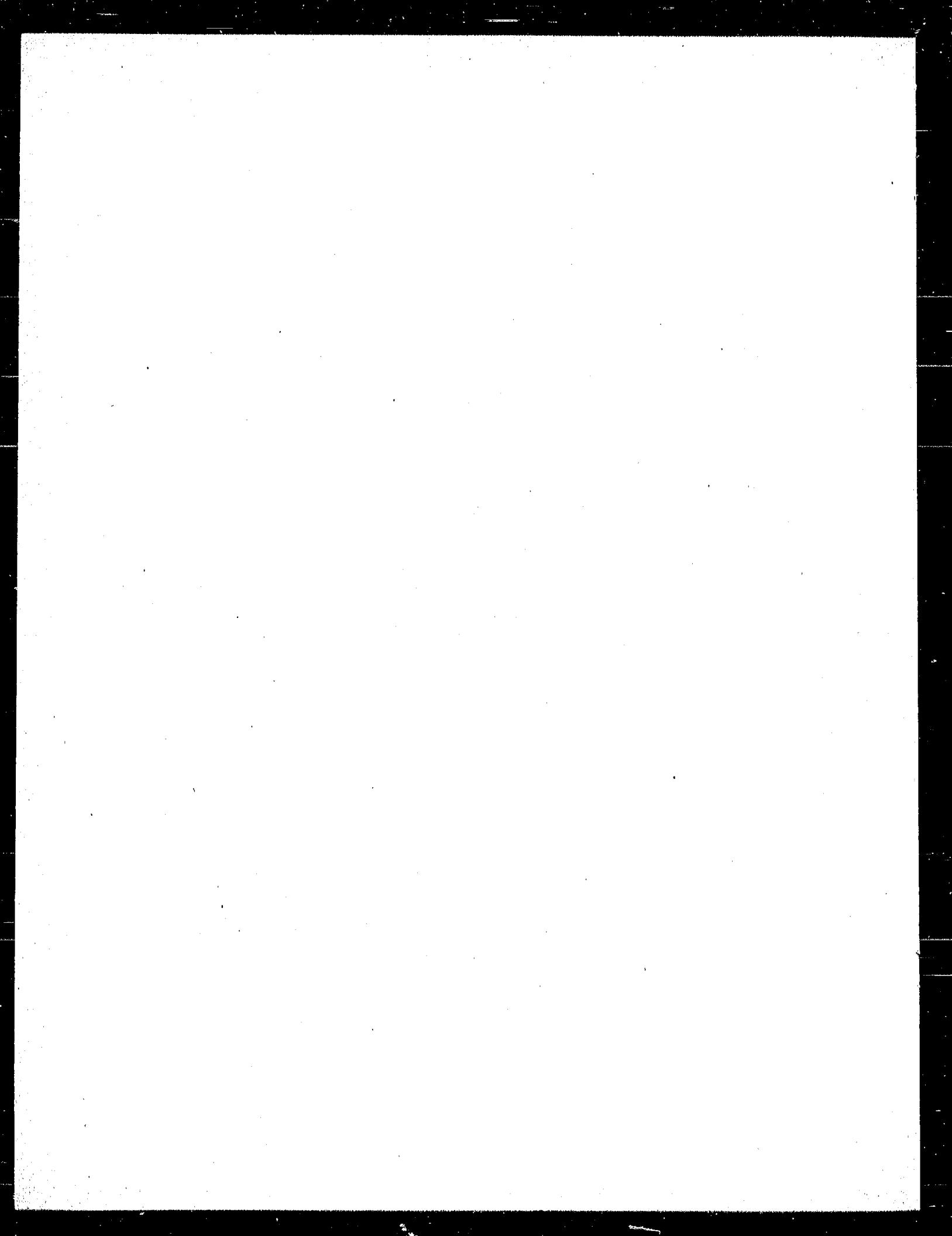
表 12、種類別単世帯数および男女別世帯人員、全國、1930年

地 域・種 別	世 帯 人 員		
	總 數	男	女
	(2)	(3)	(4)
沖縄県を含む全国			
總	1,689,184	1,025,476	663,708
陸 軍 の 部 隊	140,648	140,624	24
海 軍 の 部 隊 艦 船	82,669	82,582	87
刑 犯 所 及 留 儂 場	51,635	50,605	1,030
學 校 寄 宿 會	114,173	66,634	47,539
工 場 寄 宿 會	498,915	63,092	435,823
其 の 他 の 寄 宿 會	78,756	60,485	18,271
合 會 宿 所	237,945	211,251	26,694
旅 店 下 宿 屋 等	229,198	198,232	30,966
病 痘	148,285	54,688	93,897
養育院 感化院 其他の慈善的場所	12,639	7,933	4,706
船 艏	85,477	82,009	3,468
其 の 他	8,844	7,641	1,203
沖縄県を除く全国			
總	1,684,483	1,021,798	662,685
陸 軍 の 部 隊	140,648	140,624	24
海 軍 の 部 隊 艦 船	82,669	82,582	87
刑 犯 所 及 留 儂 場	51,241	50,217	1,024
學 校 寄 宿 會	113,563	66,269	47,294
工 場 寄 宿 會	498,915	63,092	435,823
其 の 他 の 寄 宿 會	78,688	60,450	18,238
合 會 宿 所	236,393	209,874	26,519
旅 店 下 宿 屋 等	228,755	197,877	30,878
病 痘	147,539	54,096	93,443
養育院 感化院 其他の慈善的場所	12,624	7,919	4,705
船 艏	84,629	81,177	3,452
其 の 他	8,819	7,621	1,198

資料：昭和 5 年國勢調査報告、第 1 卷、統計表 87、160—168 頁。

## 附 錄 II

国勢調査における世帯の定義と調査  
方法等に関する記述の抜萃



こゝに抜粋した文は原文どおりであるが、旧假名づかいを用いてあるところはすべて現代かなづかいに直し、漢字のうち或るものは略字に直し、漢字数字のうち、章、節、項、条、回などの番号として用いられたもの、一人、二世帯、三世帯などのような数値をあらわした場合に用いられたもの、および年月日時分を現わしたものは大ていの場合算用数学に直した。

## 1、大正9年國勢調査報告書述編より抜粋

### 第一章 緒論 8、世帯

第1回國勢調査は現時各町に行われる如き世帯調査の方法に依りたり。即ち各人が各別に調査員の調査を受くるものに非ずして、何れかの世帯に属せしめ、其の所属世帯に於て調査せられたり。元来世帯の文字は寄宿に関する法令、其の他に既に用いられ、一般には消費経済の単位として用例の定まりたるものありと雖も、本調査に於ける世帯は調査の場所を定むるものにして其の解釈日々に流れ、之が為調査に脱線、重複を生ずるの弊を避くる目的を以て、國勢調査施行令は専に本調査に世帯として取扱うべきものと範囲を定めたり。即ち「世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂ウ、1人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦1世帯トス、家計ヲ共ニスル者別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスル者別ニ家計ヲ立ツル者ハ1世帯トス、其ノ1人少ル場合亦同ジ」として、通常の世帯概念を採りて其の定義を明瞭にしめたり。然ればも各人は必ずしも専く此の定義に掲げたる世帯生活を営む者に包含し得ず。通常の家庭生活に在る者之外、旅館客にて寄宿者、病院、旅店、下宿屋等に起臥飲食する者あり、全人口を網羅するには是等を何れかの方法に依り調査に収容する必要あるを以て、本調査に於ては上記の如き家計を共ニせざる者の集会する場所又は船舶に在る者にして其の家計を共ニせざるものは、1場所又は1船舶毎に1世帯に準ずるものと為したり。所謂準世帯なるもの即ち是にして、諸外國に於ては營造物城は集会世帯と称せらるゝものなり。

(以上8-0頁。)

## 第 1 章 緒 論 4、調査の時期及調査人口

(略)

本調査は大正 9 年 10 月 1 日午前 0 時に帝國版圖内に現在したる者に限り尽く之を調査し、且各人を右調査時期に現在したる地域の人口として計上したものにして、所謂現在人口又は事實人口の調査なり。

(中略)

斯くの如く本調査は現在人口を調査せるも、之には大要次の如き 2 個の例外あり。其の 1 は船舶に在りたる者にして、調査の時期前に帝國の港湾を発し、途中寄港せずして、調査の時期後 4 日以内に始めて帝國の港湾に入りたる者は、調査の時期に帝國版圖内に現在したる者として、入港地の人口に加えたり。

其の 2 は調査の時期に世帯の外に在りたる者を必ずしも其の現在せる地域の人口として計上せざりし点なり。前に述べたる如く各人は何れかの世帯に結び付けられ、其の世帯員として調査せられたるものにして、調査の時期に世帯に現在したる者に限り尽く之を調査し、從て調査の時期前に生れたる者、世帯に入りたる者、調査の時期後に死亡したる者、世帯を去りたる者は之を調査に加え、調査の時期後に生れたる者、世帯に入りたる者は之を調査より除外せり。然れども全人口が調査の時期に尽く何れかの世帯に在るものに非ず。勤務、其の他の用務の為世帯なき場所又は屋外に在る場合あるべく、是等の者を尽く網羅するには、何れかの世帯に結び付けて之を調査するの必要あり。此の故に次の如き便宜の取扱を定めたり。

1、10 月 1 日午前 0 時に偶々屋外に在り、又は夜業、夜勤、宿直等の為世帯なき場所に存在したるも、10 月 1 日中に自己の世帯に帰るべき者は、其の世帯に現在したる者とす。

之に依りて例えば散歩、買物、訪問等の為屋外に調査の時期を経過したる者、郵便配達人、汽車、電車又は自動車の車掌、運転手、旅日、旅店又は夜店の商人、飛脚、所丁、車夫、馬丁、漁夫等夜間屋外に於ける執務、營業等の為調査の時期を経過したる者又居残、徹夜、夜勤等の為世帯なき官公署、会社、

事務所、工場、店舗、詰所、番所、見張所等に在りたる者は、平常自己の属する世帯に結び付けられ、其の所在する地域の人口として調査に編入せしめたり。

2、10月1日午前0時に汽車、電車、世帯なき舟筏又は陸路の旅行中にして、旅店、其の他の世帯に宿泊せざることを予定し得る者は、最後に出発したる世帯に現在したる者とし、又宿泊するや否やを予定し得ざる者は、10月1日午前8時迄に始めて到着したる世帯に現在したる者とす。

(中略)

1、2の如く便宜の取扱方を設け、調査の脱漏、重複を防がんとするも、猶何等かの事情に依り世帯に結び付けずして、調査より脱漏を生ずる場合なきを保せず。之が為便宜是等の脱漏を收拾するの道を設けたり。

3、大正9月10月1日午前0時に帝國版国内に現在したる者、何れの世帯に於ても申告せられざりしことを知りたるとときは、10月4日迄に最寄市町村長又は國勢調査員に其の旨申出するものとす。

即ち是等の者は其の申出を為したる市町村の人口として計上せられたり。而して申出の時期を10月4日に限りたるは、國勢調査員が調査材料を整理して市町村長に提出すべき期日を10月5日と定めたる事情に適合せしめたるものなり。(以上9—12頁)。

## 第1章 緒論 5、申告義務者

本調査は所謂自計主義の調査にして、世帯の主人を以て申告義務者とし、世帯主なきとき又は不在なるときは世帯を管理する者を申告義務者と為したり。世帯の管理者は事實上世帯の管理に當る者なるも、合宿所等の如く世帯の管理者を定め難き場合は、世帯に在る者の選定したる者又は國勢調査員の指定したる者を以て世帯の管理者とし、世帯員全部に關する申告義務者ならしめたり。されば國勢調査員調査事務の実体は、申告書用紙を各世帯主に交付し、世帯主が申告、記入を了したる申告書を蒐集するものなり。

(以上12頁)

## 附録 国勢調査に関する法規

### 国勢調査施行令（大正7年9月26日勅令第358号）

第1条 第1回国勢調査ハ大正9年10月1日午前0時ノ現在ニ依リ之ヲ行ウ

第2条 第1回国勢調査ハ前条ノ時期ニ於テ帝國版圖内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス

- 1、氏名
- 2、世帯ニ於ケル地位
- 3、男女ノ別
- 4、出生ノ年月日
- 5、配偶ノ関係
- 6、職業及職業上ノ地位
- 7、出生地
- 8、民籍別又ハ国籍別

前条ノ時期前ニ帝國ノ港湾ヲ発シ途中寄港セズシテ前条ノ時期後4日以内ニ始メテ帝國ノ港湾ニ入リタル者ハ大正9年10月1日午前0時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス

第3条 前条ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於ケ世帯ト称スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂ウ

1人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦1世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ1世帯トス其ノ1人ナル場合亦同ジ

寄宿舎、病院、旅店、下宿屋其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場所又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモハ一場所又ハ一船舶毎ニ1世帯ニ準ズ

第15条 國勢調査員ハ府県知事又ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ担当調査区内ニ於ケル國勢調査申告書用紙ノ配付、國勢調査申告書ノ蒐集其ノ他ニ

伴ウ諸般ノ事務ヲ執行ス

第16条 國勢調査員各世帯ニ就キ前条ノ職務ヲ執行スル期間ハ9月21日ヨリ10月6日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ (以上2—8頁)。

國勢調査員心得 (大正8月5月28日内閣訓令第8号)

## 第二章 準備調査

第9条 國勢調査員ハ町村長ノ定メタル期間内ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ行ウベシ

- 1、各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世帯ノ住居ニ世帯番号札ヲ貼附スルコト
- 2、世帯所在地ノ地番号ヲ調査スルコト
- 3、準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名物ヲ調査スルコト
- 4、各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト
- 5、各世帯ノ人員概数ヲ調査スルコト

世帯員不在ノ為前項ノ調査ヲ為スコト能ワサルトキハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スベシ

第10条 世帯番号札ヲ貼附スル場合ニ於テハ左記ノ点ニ注意スルコトヲ要ス

- 1、普通ノ家屋ハ勿論社寺學校工場倉庫物置等ノ建物、非其ノ他樹木、膜賽張バタツク天幕等臨時ニ設ケタルモノト離共ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ憑ク世帯番号札ヲ貼附スルコト
- 2、1棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ1世帯毎ニ世帯番号札ヲ貼附シ數棟又ハ母屋及附屬建物ニ跨リ1世帯アルトキハ其ノ當タル住居ニ世帯番号札ヲ貼附スルコト
- 3、舟筏等ハ10月1日以後迄留スベキ見込アルモノニ限リ世帯番号札を貼附スルコト

(以上12—18頁)。

### 第三章 申告書用紙ノ配付

第17条 各世帯ニ配付スル申告書用紙ノ數ハ現在員10人以内ノ世帯ハ1枚トソ10人ヲ超タル每ニ1枚ヲ加ウ但シ一人ノ出入額滿ナル世帯アリテハ見込ツ以テ必要ノ枚数ヲ配付スルコトヲ得

第19条 國勢調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告義務者ニ對シ10月1日午前8時迄申告書ヲ作成シ懸クベシ晝ツ晝クベシ申告義務者以外ノ者ニ配付シタル場合亦同シ

國勢調査員必要ト觀メタルトキハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示スペシ  
(以上18頁)

國勢調査員ニ對スル申告書記入心得及申告書検査心得  
(大正9年8月6日官報載報)

#### 申 告 書 記 入 心 得

##### 世 帯

- 1、世帯ニハ普通ノ世帯ト御世帯トガアル。
- 2、普通世帯トハ、仙膳及銀財ヲ共ニスル者ノ集リツイツ。(國勢調査施行令第3条第2項参照)
- 3、1人ヲ住居ツ有シテ、銀財ヲ立テ、膳ル者モ亦一ノ普通世帯ガアル。(同上第3項参照)
- 4、銀財ヲ共ニシケル、別ニ住居ツ有スル者ハ、仙膳ヲ與ニスル者ニ、各一ノ普通世帯ガアル。(同上第4項参照)
- 5、住居ツ共ニシケルモ、別ニ銀財ヲ立テ、膳ル者ハ、銀財ヲ與ニスル者ニ、各一ノ普通世帯である。(同上)
- 6、準世帯トハ、宿泊所、病院、旅店、下宿屋、會宿所、船舶等ニ在シ銀財ヲ共ニシケル者ノ集リツイツ。(同上第6項参照)
- 7、旅店、下宿屋等ハ、當路ノ主人及其ノ家族、雇人等ノ集リハ一ノ普

- 通世帶外、旅客、下宿人等ノ旅リハ一ノ準世帶ガアル。
- 8、旅店、下宿屋等ノ營業主ハ単世帶ノ申告義務者ガアルガ、単世帶内ノ人ハナシキ。
  - 9、旅店、下宿屋等ノ宿泊人中、明ニ普通ノ世帶ヲ構ツガ居ル者ハ別ノ1世帶ガアル。
  - 10、間借由炊タル者ハ別ノ普通世帶ガアル。
  - 11、婦人下宿ノ下宿人ハ別ノ準世帶トシナシ。
  - 12、寄宿舎、病院等ノ如申準世帶ノ構内又ハ建物内ニ管理者、看護員、門番等ノ普通世帶ガアルトキハ、之ヲ準世帶ト觀する少才様ニスルヨト。
  - 13、旅館ノ共用スル者ノミ賃組シダ船舶、舟筏ハ普通世帶ガ、準世帶ガハナシキ。
  - 14、起臥飲食ノ設備ノ少イ船舶ニハ世帶ガナシ。
- (以上 20~21 頁)

#### 申告義務者

- 1、申告義務者トイウノハ、普通世帶ガハ、世帶主、世帶主不在ノ場合ニシテ家庭主之代ル者トイイハ、準世帶ガハ、之ヲ管轄スル者トイウ。
  - 2、世帶主トイウノハ、男女同レザモ實際世帶ヲ主導スル者トイウノハ、多クハ同母ダルガ時ニハ同母少イヨトモアル。
  - 3、準世帶ノ管理者トイウノハ、寄宿舎ノ看護又ハ幹事、病院ノ院長、旅店、下宿屋ノ主人又ハ主婦、船舶ノ船長等ノ様ニ、其ノ準世帶ヲ管轄スル者トイウ。
- (以上 21 頁)

#### 申告書各欄ノ記入方

##### 氏名

- 1、龍入ノ順次(1)(2)(3)ニ當ル者ノ氏名ヲ左ノ順序ニ依ツテ記入スルヨト。
  - (1) 普通工世帶ガハ物離世帶主、次ニ配偶者、次ニ祖父、祖母、父、母等、次ニ子、孫及其次ノ配偶者、次ニ兄、弟、姉、妹及其次ノ配偶者、次ニ其ノ他ノ親族、次ニ龍人、次ニ來客、一時宿泊者等ヲ記入シ、奥婦ハ故ベテ記入スルヨト。

- (2) 寄宿舎、病院、旅店、下宿屋等ノ準世帯デハ先ニ寄宿人、患者、宿泊人、次ニ事務員、雇人等ヲ記入スルコト。  
準世帯ノアル船舶デハ先ニ船客、次ニ船長、船員等ヲ記入スルコト。

### 世帯ニ於ケル地位

- 1、普通世帯デハ世帯主ハ「主人」世帯主ノ配偶者ハ「妻」又ハ「夫」子女及其ノ配偶者ハ「長男」「長男ノ妻」「次女」「次女ノ夫」直系尊属ハ「祖父」「祖母」「父」「母」其ノ他ハ「兄」「弟」「姉」「妹」「伯父」「叔母」「従兄」「従妹」等ノ如ク世帯主ニ對スル続柄ヲ記入シ、其ノ配偶者ハ各其ノ妻又ハ夫デアルコトヲ記入シ、雇人、来客、一時宿泊者等ハ「雇人」「来客」「一時宿泊者」等ノ如ク世帯主ニ對スル關係ヲ記入スルコト。
- 2、準世帯デハ寄宿舎ノ寄宿人、病院ノ患者、旅店ノ旅客、下宿屋ノ下宿人等ハ「寄宿人」「患者」「旅客」「下宿人」等ノ如ク記入シ、寄宿舎、病院ノ役員、事務事、雇人等デ其ノ世帯ニ記入サレルベキ者ハ、「監督」「書記」「事務員」「門番」「看護婦」等各其ノ名称ヲ記入スルコト。  
(以上 22 頁)。

### 2、大正 14 年國勢調査報告、第 1 卷、記述編より抜萃

#### 第 1 章 諸論 3、調査方法

調査方法は次の 2 点を除き大正 9 年國勢調査の其れと全く同一なり。

- 1、申告書は個人票を用いたること。

大正 9 年國勢調査の申告書は世情異なりしも、今次の調査は調査事項簡単なること及後述する如く結果の編成を地方分査に依りたることとの専由に依り、申告書は 1 人 1 枚の個人票を用いたり。

- 2、特別調査水面区域を廢したこと。

(8—4 頁)。

## 附録 国勢調査に関する法規類

国勢調査員心得 (大正14年5月25日内閣訓令第3号)

### 第3章 申告書用紙の配付

第17条 各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ノ数ハ世帯現在員ノ数トス但シ必要ト認メタルトキハ見込ノ枚数を配付スルコトヲ得 (10頁)。

### 3、昭和5年国勢調査最終報告書より抜萃

#### 第1章 緒論 3、調査の方法

今次の調査に於ては現在人口を調査することとし、世帯主又は世帯の管理者をして調査の時期に其の世帯に現在したる者に付1葉10人を列記し得る世帯票を以て調査の各事項を申告せしめたること、・・・・・・等総て前2回の調査に於けるが如し。(8頁)

## 附録 国勢調査に関する法規類

申告書記入心得 (昭和5年4月8日官報彙報)

### 申告書各欄ノ記入方

#### 世帯ニ於ケル地位(口欄)

1、普通ノ世帯ヲハ、世帯主ハ主人、世帯主ノ配偶者ハ妻又ハ夫、其ノ他ノ者ハ祖父、祖母、父、母、長男、長男ノ妻、次女、次女ノ夫、兄、弟姉、妹、伯父、叔母、従兄、従姉等ノ如ク世帯主ニ対スル続柄ヲ記入スルコト。

同居人ハ同居人、雇人ハ女中、小間使、子守、乳母、家庭教師、衛生、

抱運転手、抱車夫、作男、番頭、店員等ト記入スルコト。

平常他ニ住居シ偶々調査ノ時期ニ当該世帯ニ在ツタ者ハ来客、通勤女中  
來診医師、來診産婆等ト記入スルコト。（25頁）

4、昭和15年国勢調査。昭和19年人口調査。昭和20年人  
口調査。昭和21年人口調査結果報告摘要より抜萃

## 解 説

### 昭和15年国勢調査

「国勢調査に関する法律」に基づき「昭和15年国勢調査施行令」に  
よつて実施された10年毎の定期大調査である。

1、調査時期 昭和15年10月1日午前0時現在。

2、調査範囲 a、調査時期に「内地」に現在した「内地人」、「外地  
人」及外国人。

b、調査時期に日本旧版圖（本州、四國、九州、北海道  
朝鮮、樺太、台灣、南洋群島委任統治地、關東州）  
内外に現在した現役軍人及び應召中の在郷軍人。

c、調査時期に陸軍所有船、陸軍徵傭船、海軍の艦船に  
勤務する軍人以外の者。

d、調査時期に日本旧版圖外の区域において從軍中の軍  
属、從軍報道班員、從軍神官、神職及び從軍宗教家。

3、調査事項 氏名、世帯における地位、性別、出生年月日、配偶關係、  
所屬産業及び職業（現在所屬の産業、職業と昭和12年  
7月1日の所屬産業、職業）、指定技能、兵役關係、出  
生地、本籍地、民籍又は闕籍。

### 昭和19年人口調査

戦時的要件により「資源調査法」に基づき、「内地」に限つて実施された。

- 1、調査時期 昭和19年2月22日午前0時現在。
- 2、調査範囲 調査時期に「内地」（樺太を含む）に現在する者、但し陸海軍の部隊、艦船に在る者を除く。なお從來の特別調査区域である宮城、外國の大使館、公使館、監獄等については別に調査された。
- 3、調査事項 住所、氏名、性別、年令（数え年）、配偶者の有無、所屬の産業、從業上の地位、兵役関係。

## 昭和20年人口調査

改正選挙法による第22回総選挙の基礎資料として、および戦争終結にともなう時局の転換に応ずる諸施策の基礎資料として実施された調査であつて、「資源調査法」に基づく。

- 1、調査時期 昭和20年11月1日午前0時現在。
- 2、調査範囲 調査時期に「内地」（樺太および内閣総理大臣の指定した特別の事情ある地域を除く）に現在した者である。但し、この内、陸海軍の部隊および艦船にある者、外国人を除く。
- 3、調査事項 本籍地、住所、氏名、性別、年令（数え年）。

## 昭和21年人口調査

連合軍司令部の指令により、「資源調査法」に基いて実施された。

- 1、調査時期 昭和21年4月26日午前0時現在。
- 2、調査範囲 「内地」（但し次の地域を除く）に現在した者。北海道  
國後郡泊村、留夜別村、色丹郡色丹村、紗那郡紗那村、  
択捉郡留別村、栗取郡栗取村、得撫郡、新知郡、古守郡  
花咲郡齒舞村の内、恵島、多楽島、水晶島、勇留島、

秋男留島、東京都大島市序、三宅支序、八丈島支序、小笠原支序の各管内金城、島根県繩地郡五ヶ村の内、竹島、鹿児島県大島郡、沖縄県。

但し、外國人、外國人の世帯に在つた者、および朝鮮人、台灣人、沖縄県人であつて、それぞれ朝鮮、台灣、沖縄に帰還を希望する者を除く。

3、調査事項 本籍、住所、氏名、性別、年令(歎え年)、農家人口調査票提出の有無、最近1ヶ月間の就業状態(歎え年18才—61才のみ)、「内地に定住を希望する朝鮮人、台灣人。

(以上 1頁)

### 5、昭和22年臨時国勢調査、全国都道府県郡市区町村別人口概数、昭和22年10月1日現在より抜粋

#### 例 説

2、昭和22年臨時国勢調査は昭和22年10月1日前零時現在に於て日本國(但し内閣總理大臣の指定した地域を除く(註1))内に現在した者(但し外國人登録令第二条各号の一に該当する者を除く(註2))によつて行われた。

##### 註1 内閣總理大臣の指定する地域

(1) 朝鮮 金城、(2) 台湾 金城、(3) 樺太 金城、(4) 北海道  
蘭後郡泊村、留夜別村、色丹郡色丹村、紗那郡紗那村、択捉郡留夜  
別村、簾取郡簾取村、得撫郡、新知郡、古寧郡、花咲郡齒舞村の内、  
水晶島、勇留島、秋男留島、志賀島、多樂島、(5) 東京都 小笠原  
支序管内金城、(6) 島根県 繩地郡五箇村の内、竹島、(7) 鹿児島  
県 大島郡(十島村の内、硫黄島、竹島及び黒島を除く)、(8) 沖  
縄県 金城。

##### 註2 外國人登録令第二条各号の規定

- 一、連合国軍の将兵及び連合国軍に附屬し又は随伴する者並びにこれらの者の家族。
- 二、連合国最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員及び使用人並びにこれらの者の家族。
- 三、外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれに隨従する者並びにこれらの者の家族。

## 6、昭和23年常住人口調査報告より抜萃

### 昭和23年常住人口調査の概要

#### 調査施行の趣旨

(略)

昭和23年常住人口調査は、連合国軍総司令部の指令に基く調査であり、また統計法による指定統計調査である。(以下略)

#### 調査の範囲

全國の市区町村につき當時居住するものについて調査した。但し、下記の内閣總理大臣の指定する地域並びに外國人登録令第二条各号の一に該当する者は、調査範囲から除外せられた(内容は昭和22年臨時國勢調査の場合と同じであるから省略する)。船舶に平常居住している者は、調査の時期前に日本國の港湾を発し、その時期後四日以内に日本國の港湾に入った船舶に乗っていた者に限り、調査の時期に日本國內に常住していた者とみなして調査された。

(以上 1頁)

#### 申告の場所及び世帯の単位

各人の申告の場所はその人の平常居住する世帯（常住世帯）である。此の点は従前の国勢調査や人口調査では、各人は調査の時期に現在する場所から申告したのと異なる。

常住世帯とは、生活の本拠として各人が平常居住している世帯の意味である。従つて各種の配給物をうける場所として登録してある受給登録世帯とは別の観念である。

各人が常住世帯を定めるに当つて紛らわしいものについては次の各項によつた。

#### 1、自宅又はそれに類する場所にもどす場合

例えは調査の時期に旅館宿泊人、船舶の乗客、一時の来客であつた者は勿論、入院患者（精神病院、らい療養所等の収容者や國立病院等における療養者で身寄りのない者を除く）、留置場にいる者、船舶の乗組員で陸上に自宅やそれに類するものがある者の如き場合は、自宅又はそれに類する場所を常住世帯とした。

また拘置所、刑務所にあつて、刑の定まらないものも自宅を常住世帯とした。

#### 2、現在する場所を常住世帯とする場合例えは精神病院、らい療養所の収容者、その他國立病院の療養者等で身寄りもなく病院が住家同様となつている者、拘置所、刑務所等にあつて刑の定まつている者、矯正院、育児院、養老院等の収容者はそこを常住世帯とした。また住込の家事使用人もそこを常住世帯とした。

#### 3、居住の期間によつて前住世帯をきめる場合。

例えは下宿生活や寄宿生活をしている学生、生徒、合宿所、療養所等で生活している社員、工員は6カ月以上そこで居住し又は6カ月以上そこで居住しようとする場合に限りそこを常住世帯とし、6カ月未満の場合は自宅を常住世帯とした。即ち6カ月以上下宿生活や療養生活をしている者は、その下宿屋、寮から者告せしめ、自宅や親元から申告せしめなかつた。飯場生活者、出稼者、巡業興業者の如き場合も、その期間が6カ月以上の場合は飯場、出稼先、興業先を常住世帯とし、6カ月未満のものは自宅にもどし自宅を常住世帯とした。

平常居住する場所が二カ所以上あつて、その間を短期間毎にゆきと  
している者は調査の時期にいた世帯を常住世帯とした。

#### 4、自宅又はこれに類するものゝない場合

自宅と称すべきものがなく各地を転々移動している者、例えば自宅  
のない行商人や巡業サークス、水上生活者等は調査の時期にいた処を  
常住地とした。同様に自宅もなく定まった施設にも収容されていない  
浮浪者は、調査の時期にいた処を常住世帯とした。（以上2—4頁）

### 調査の事項及び方法

（略）

調査票は、世帯票である常住人口調査票を用い、調査員の他計申告の方  
法によつた。

（以下略）

（以上4頁）

### 7、昭和25年国勢調査報告、第8巻、最終報告書より抜粋

#### 第1、昭和25年国勢調査の概要

##### 調査票

昭和25年国勢調査では表裏各々30名を記入する連記式の調査表を用い  
た。従来は原則として1世帯ごとに記入する世帯票を用いていた。また大正  
14年国勢調査、昭和19年、昭和20年および昭和21年の各人口調査、  
ならびに昭和22年臨時国勢調査では個人ごとに記入する個人票を用いてい  
た。25年調査では、調査票の各記入欄はすべて調査員が書き込むいわゆる  
他計申告によつており、奥地調査や集計の能率、用紙の節約などの点を考慮  
して連記式にしたのである。

昭和25年は後述するように、各地域に平常居住する人口いわゆる常住人  
口を調査したのだが、これに附帶して一時現在者をも調査した。すなわち調

産の期日に現在していた人口いわゆる現在人口をも算出するため、その地域に平常は居住していないが調査の期日にたまたま一時現在した者をも調査したが、このためには個人ごとに記入する個人票を用いた（以上4頁）。

## 第2、 調査の範囲

### 人 的 範 囲

昭和25～22年 昭和25年・28年。22年の各調査は、下記外國人登録令（昭和22年勅令第207号）第二条各号の一に該当する者を特に除いたほかは、日本にあるすべての者を調査対象とした。

- 1、連合軍の将兵及び連合軍軍に附屬し又は隨伴する者並びにこれらの者の家族
- 2、連合軍最高司令官の任命又は承認した使節團の構成員及び使用人並びにこれらの者の家族
- 3、外國政府の公務を帶びて日本に駐在する者及びこれに隨從する者並びにこれらの者の家族

昭和21～19年 昭和21年・20年・19年の各調査は、それぞれ下記の者を特に除いたほかは、内地にあるすべての者を調査対象とした。

昭和21年

- 1、外國人（朝鮮人等の旧外地人を除く。）
- 2、外國人の世帯に現在する者
- 3、朝鮮人で朝鮮に帰還を希望する者
- 4、台灣人で台灣に帰還を希望する者
- 5、沖縄県人で沖縄県に帰還を希望する者

昭和15年 昭和15年の調査では、以上の各調査のように調査から除外された者はなかつた。たゞし後段「常住人口と現在人口」において説明するように、内地にある一般国民と、下記の旧内地・旧内地外にある軍人軍属等とでは調査の仕方を異にし、前者を「純後人口」、前者と後者を合わせたものを「全人口」と称し、全人口には下記軍人軍属等のうち内地外にある者

を含んでいることが、昭和15年調査の特色となつてゐる。

- 1、現役軍人及び応召中の在郷軍人
- 2、陸海軍の艦船に乗組中の者で現役軍人又は応召中の在郷軍人でないもの
- 3、従軍中の軍属、従軍報道班員、従軍神官神職及び従軍宗教家で外國に現在するもの

昭和10～大正9年　昭和10年・5年ならびに大正14年・9年の各調査では、調査から除外された者はなかつた。陸海軍の部隊艦船にあつた者も、また外國の大使館、軍艦にあつた者も外國人であると看とをとわざずすべて調査された（以上19～21頁）。

## 常住人口と現在人口

観察時刻に、特定の地域に現在する人口をすべてその地域に帰属させた人口を現在人口、特定の地域に常住する人口をその地域に帰属させた人口を常住人口といふが、25年国勢調査では常住人口を調査したのである。大正9年以来昭和22年までは一貫して現在人口を調査して來たが、昭和28年に至り、当時の主食配給制度の対象たるべき人口をとらえるという趣旨でとくに常住人口を調査することになつた（21頁）。

常住地の定義　昭和25年の調査では、常住地を次のように定義し、地域別の集計結果はこの常住地別に表掌している。

常住地とは、6カ月以上居住し、又は居住しようとする場所をいり。ただし、下の各号に掲げる者については、当該各号に規定する場所をその者の常住地とみなす。

- 1、学生生徒 ..... 其の通學のために居住している場所
- 2、精神病院又は結核療養所若しくはらい療養所の入院患者又は療養患者 ..... 其の病院又は療養所
- 3、前号の病院又は療養所以外の病院又は療養所に6カ月以上引き続き入院中又は療養中の者 ..... 其の病院又は療養所
- 4、船舶に6カ月以上居住し、若しくは6カ月以上居住しようとする者。

..... その住所

- 5、監獄の在監者（刑事被告人を除く）又は少年院の在院者 ..... その監獄又は少年院
- 6、6ヶ月以上居住し、若しくは6カ月以上居住しようとする場所が不明な者又はその場所を有しない者 ..... 調査の期日において現在する場所

なお船舶に常住地を有する者であつて、調査時前に日本國の港湾を発し、調査後8日以内に日本國の港湾に入つた船舶に乗つていた者は、調査時において、日本國內に常住地を有する者とみなす。

昭和10年の調査では常住地は平常居住している市町村をいうが、昭和25年のように居住期間に「6カ月」という制限をつけなかつた点が異なる。しかし、学生・生徒・収容者等特殊人口の取扱いは昭和25年とはゞ同様である。（22頁）。

大正9年の現在地主義による人口のとらえ方は昭和22年の調査まで毎回ほゞそのまま継承されて來た。たゞ昭和15年の調査では、このような調査の仕方は前述の銃後人口にかぎられており、また昭和20年・21年・22年の調査では上の2および8に掲げたような調査の時期に世帯のない場所にいた者はすべて調査の時期後はじめて到着した世帯に現在した者とみなしている点などが若干異つてゐる。

昭和15年・昭和15年に於いては銃後人口と軍人軍属等ではそのとらえ方が異つており、銃後人口は上記のような方法でとらえた現在人口であるが、軍人軍属等については調査時期にどこに現在しても、また現在地が内地外にあつても、つきの縁故世帯から申告せしめ、その世帯の所在地の人口に帰属せしめた。すなわち、むしろ常住人口に近いものをとらえたのである。

- 1、配偶者ある場合は其の配偶者の現在する世帯
- 2、配偶者なき場合は其の父の現在する世帯、但し父なき場合は其の母の現在する世帯
- 3、配偶者および父母なき場合は其の子（数人ある場合は最年長者）の現在する世帯
- 4、配偶者、父母および子なき場合は其の祖父の現在する世帯、たゞし祖

父なき場合は其の祖母の現在する世帯

- 5、配偶者、父母、子および祖父母なき場合は其の兄弟姉妹（数人ある場合は最年長者）の現在する世帯
  - 6、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹なき場合は其の召集通報人の現在する世帯
  - 7、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹および召集通報人なき場合は其の本籍地の市町村長（市町村長なき場合はその職務を行う者）の現在する世帯
- （以上23—24頁）

8、昭和25年国勢調査報告、第4巻、全国編Iより抜萃

## 2、用語の解説

### 世帯及び住宅

#### 1、世帯

本調査においては、各人は平常住んでいる世帯で調査し、世帯の種別は普通世帯と準世帯とに分けた。普通世帯とは同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の集りをいふ、準世帯とは、(イ)1人で住んでいて、1人で家計を立てゝいるもの、(ロ)普通世帯と同じところに住んでいるが、家計を別々に立てゝいる人又はその集り、(ハ)同じところに住んでいるが、家計を別々に立てゝいる人々の集りをいう。「同じところに住んでいる」とは、同一の家屋に住んでいることである。同一棟又は同一敷地内にある建物は同一家屋とみなした。「家計」とは、家庭生活に欠くことの出来ない経費の支出のことである。普通世帯の世帯員は、すべてその世帯の世帯主と血縁関係があるとは限らない。家族と一緒に生活している血縁関係者以外の者は、普通部屋代を払つてゐるいないにかゝわらず下宿人とよばれていますが、こゝではこれらの下宿人が部屋代又は下宿代を支払つていない場合には、その普通世帯の世帯員に含ませた。しかしながら、部屋代を支払つていれば、その普通

世帯とは別の準世帯とした。住込みの使用人、女中等は家計を別にしていない限りその普通世帯の世帯員となる。家族を有し且自分の家族だけで生計を立てゝいる使用人、下宿人は別の普通世帯である。一つの家屋に住み、独立の家計を立てゝいる1人世帯は、すべて一つの準世帯とした。但し、本報告書では、普通世帯と一人世帯とを合せて「一般世帯」として表章し、2人以上の準世帯を準世帯とした。(前記の一般世帯の範囲が従前の調査で普通世帯と呼ばれていた範囲にはゞ相当する。) (2—3頁)

## 9、昭和30年国勢調査報告、第4巻、全国編、その1より抜粋 昭和30年国勢調査の概要 調査の対象

昭和30年国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口であつて、これをそれぞれの地域に帰属せしめたものである。こゝで、「常住している」人とは、当該世帯に3カ月以上住んでいるか、あるいは3カ月以上にわたつて住もうと思つている人のことをいふ、それぞれの住んでいる場所で調査したが、つぎの特殊な人口については、一般的定義とは取扱いを区別し、つぎのようにそれぞれ調査される場所の所在する市町村の人口とした。

- 1、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校、同法88条の各種学校および同法第98条の規定により存続している学校に在学している人については、居住期間の如何をとわらず通学のために宿泊している場所(たとえば自宅、下宿先、寄宿舎等)で調査した。
- 2、病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3カ月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外は3カ月以上入院のみの有無にかゝわらず自宅で調査した。
- 3、船舶(自衛隊の使用する船舶を除く)に乗り組んでいる人で陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船

船上に住所があるものとして、その船舶で調査した。（後者の場合は、その船舶が調査時後8日以内に本邦の港湾に入つた場合に限る。）

4、自衛隊の營舎内居住者は、その營舎で調査し、自衛隊の調査する船舶内の居住者は、その船舶が繩をおく地方総監部の所在する場所で調査した。

5、監獄の在監者（刑事被告人を除く。）または少年院の在院者は、すべてその監獄または少年院で調査した。

6、常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によつて本邦内に常住している人は、外國人といえどもすべて調査の対象となつたが、とくにつぎに掲げる人は調査から除外された。

1、アメリカ合衆国および国際連合の軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族

2、外國政府または国際機関の公務を帯びて本邦に駐在する者およびこれに随伴する者ならびにそれらの家族

（以上 1頁）

## 用語の解説

## 世帯の種類

世帯は、つぎの二種に区分した。

普通世帯　住居と生計をともにしている人の集り（「2人以上の普通世帯」）または独立して住居を維持する単身者（「1人の普通世帯」）をいう。住居と生計をともにしている家族のほか、単身の住込の雇人や、間代・食餉などを支払つていない同居人・同借人などがあれば、これらの人も含めて一つの普通世帯とした。独立した住居を維持する単身者というのは、1人で1戸を構えているといわれる場所であつて、その持家または借り受けている1戸の家庭に1人で独立の生計を喰んでいる場所のことである。

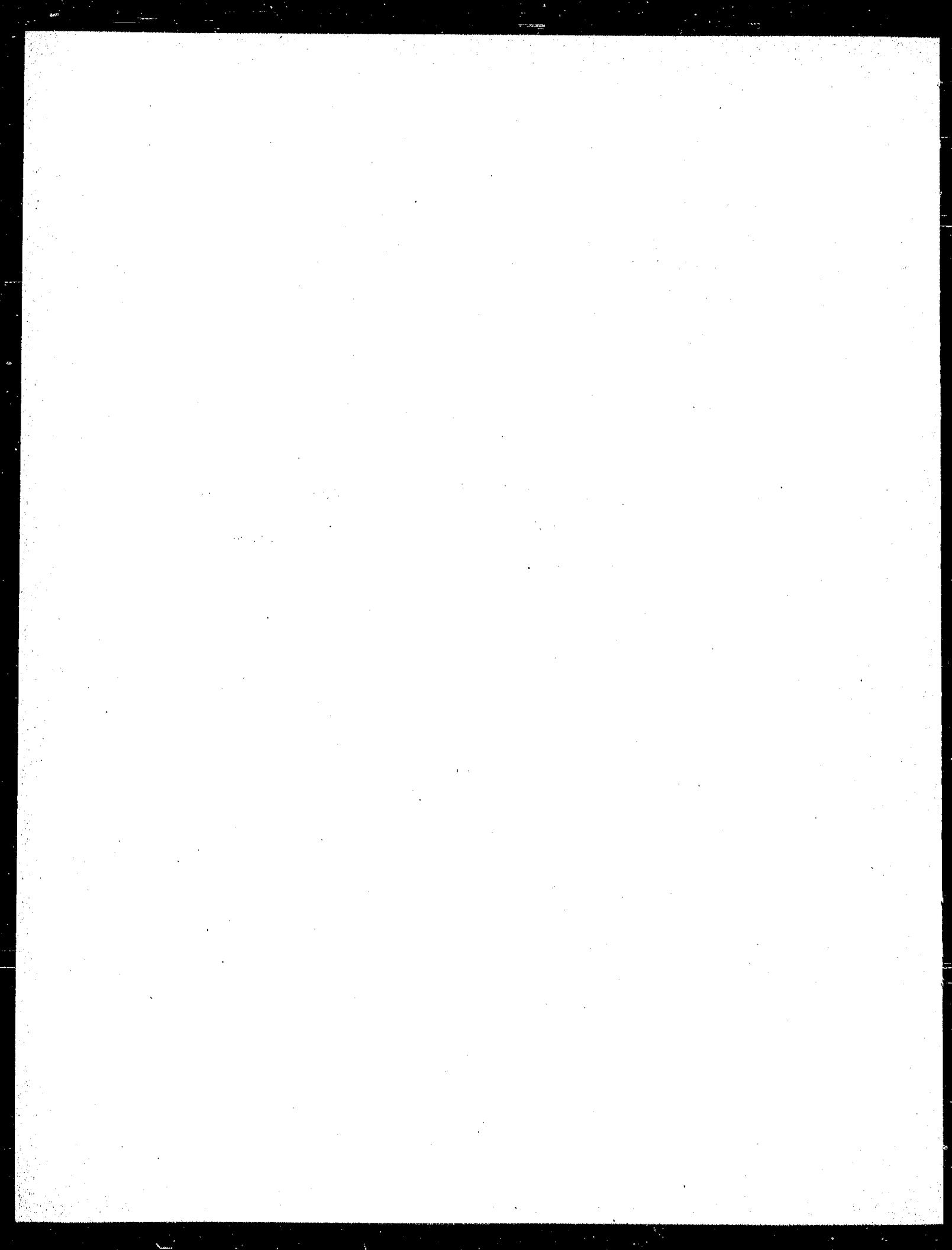
単世帯　普通世帯を構成する以外で、(1)、普通世帯と住居をともにし

別に生計を維持している単身者（「1人の単世帯」）またはその集り、(2)、一つの住居に住みそれぞれ独立に生計を維持している単身者だけの集りをいう。(1)は普通世帯の住居に間代・食費などを支払つて間借りしている単身者で、その人が1人であればその人だけを「1人の単世帯」とし、2人以上であればまとめて一つの単世帯とした。(2)は寄宿舎・下宿屋などに住んでいる単身者で、これをまとめて一つの単世帯とした。

（以上 8頁）

## 附 錄

各回國勢調査および人口調査における  
世帯に関する結果表章の種類（実  
数に関するもの）



## I 金数集計

### 1.1 世帯数および男女別世帯人員

(表章の細目)

男女の別：総数・男・女

(該当表)

1920年：大正9年国勢調査報告，全国の部，第1巻，統計表33

(154-277頁)，府県・市・郡・区・町・村。

1925年：大正14年国勢調査報告，第3巻，統計表I(1頁)，全国。

府県；同巻，統計表II(2-10頁)，府県・市・郡；同巻。

統計表III(11-142頁)，府県・市・郡・区・町・村。

1940年：昭和15年国勢調査・昭和19年人口調査・昭和20年人口調査・昭和21年人口調査結果報告摘要，昭和15年国勢調査，摘要表2(4-5頁)，全国・府県。

1947年：昭和22年臨時国勢調査結果報告，その6，2-4頁，全国。市部・郡部・府県(市部・郡部)。

1948年：昭和23年常住人口調査報告，統計表1(2-3頁)，全国・市部・郡部・府県(市部・郡部)；同，統計表2(4-146頁)，全国・府県・市・郡・区・町・村；同，統計表3(148-151頁)，全国・府県。

### 1.2 世帯数および世帯人員

(該当表)

1930年：昭和25年国勢調査報告，第8巻，最終報告書，摘要表69(596頁)，全国・市部・郡部。

(但し沖縄県を除いた数字)。

1935年：上と同じ(全国・市部・郡部)

1950年：昭和25年国勢調査報告，第4巻，統計表13(254-257頁)，全国・市部・郡部・都道府県。

昭和25年国勢調査報告，第6巻，統計表2(14-135頁)  
全国・都道府県・市・郡・町・村

1955年：昭和30年国勢調査報告、第3卷、全編総、その1、統計表7、  
(228-229頁)、全国・市部(人口5万以上の市部・人口5  
万未満の市部)・郡部・都道府県・六大都市。

昭和30年国勢調査報告、第5卷、都道府県編、統計表17、  
都道府県と市部(人口5万以上の市部・人口5万未満の市部)・  
郡部と・市・郡・区・町・村。

### 1.3 世帯数

(該当表)

1946年：昭和15年国勢調査・昭和19年人口調査・昭和20年人口調  
査・昭和21年人口調査結果報告摘要、昭和21年人口調査、  
摘要表9(150-151頁)、全国・市部・郡部・府県(市部・  
郡部)。

### 2.1 普通世帯数および男女別世帯人員

(表掌の細目)

男女の別：総数・男・女。

(該当表)

1920年：大正9年国勢調査報告、全編の部、各巻、総計表2-7(114  
頁)、全国・市部・郡部・地方区割、同巻、統計表2-8(115  
頁)、全国・府県、同巻、統計表2-9(116-119頁)、府  
県・市・郡

大正9年国勢調査報告、府県の部、各巻、統計表I-1、府県。  
市・郡・区・町・村。

1925年：大正14年国勢調査報告、第2卷、全編結果表、統計表XI(62  
頁)、全国・地方区割、同巻、統計表I(53頁)、全国・府  
県、同巻、統計表(54-66頁)、府県・市・郡。

大正14年国勢調査報告、第4卷、府県編、統計表I、府県・  
市・郡・区・町・村。

1930年：昭和5年国勢調査報告、第1卷、統計表3-3(148-149頁)  
全国・市部・郡部・府県、昭和6年国勢調査報告、第4卷、府

## 県編、統計表 26、府県・市・郡・区・町・村。

1935年：昭和 10 年國勢調査報告、第 1 卷、企画編、統計表 1-6 (122~123頁)、企画・地方区編、同卷、統計表 1-7 (124~125頁)、企画・市部・郡部・府県・同様、統計表 1-8 (126~153頁)、府県・市・郡。

昭和 10 年國勢調査報告、第 2 卷、府県編、統計表 7、府県・市・郡・区・町・村。

1940年：1.1 の 1940 年の項に同じ（企画・府県）。

1948年：昭和 23 年常住人口調査報告、統計表 8 (148~161頁)  
企画・府県。

## 2.2 普通世帯数および世帯人員

(収監表)

1955年：1.2 の 1955 年の項に同じ（企画・南部（人口 6 万以上の市部・人口 5 万未満の市部）・郡部・都道府県・六大都市、および都道府県（市部（人口 5 万以上の市部・人口 5 万未満の市部）・郡部）・市・郡・区・町・村）。

## 2.3 普通世帯数

1946年：1.3 の 1946 年の項に同じ（企画・南部・郡部・府県（南部・郡部））。

1947年：1.1 の 1947 年の項に同じ（企画・南部・郡部・府県（南部・郡部））。

## 2.4 異世帯数および世帯人員

1950年：昭和 25 年國勢調査報告、第 4 卷、統計表 1-3 (264~267頁)、企画・市部・郡部・都道府県。

## 3.1 種世帯数および男女別世帯人員

(収監の細目)

男女の別：総数・男・女。

(収監表)

1920年：2.1 の 1920 年の項に同じ（企画・市部・郡部・地方区編）。

府県・市・郡・区・町・村)。

1926年：2.1の1926年の項と同じ(全国・地方区劃・府県・市・郡・区・町・村)。

1940年：1.1の1940年の項と同じ(全国・府県)。

1948年：2.1の1948年の項と同じ(全国・府県)。

### 3.2 極世帯数および世帯人員

(該當表)

1960年：2.4の1960年の項と同じ(全国・市部・郡部・都道府県)。

### 3.3 極世帯数

(該當表)

1946年：1.3の1946年の項と同じ(全国・市部・郡部・府県(市部・郡部))。

1947年：1.1の1947年の項と同じ(全国・市部・郡部・府県(市部・郡部))。

### 3.4 男女別極世帯人員

(該當の細目)

男女の別：総数・男・女。

(該當表)

1930年：昭和5年国勢調査報告，第1巻，総計表36(158~159頁)，全国・市部・郡部；同巻，総計表37(160~163頁)，全国・市部・郡部・府県。

### 4.1 世帯人員別普通世帯数および男女別世帯人員

(該當の細目)

世帯人員の別：総数。1人・2人・3人……9人・10人・11~15人・16~20人・21~25人。……41~45人・46~50人・51人以上。

男女の別：総数・男・女。

(該當表)

1922年：昭和2年国勢調査報告，全国の部，第1巻，総計表30(231頁)

149頁), 全国・市部・郡部・府県; 同巻, 統計表31  
(150-151頁), 六大都市。

大正9年国勢調査報告, 府県の部, 各巻, 統計表II, 府県・市・郡。

1930年: 昭和5年国勢調査報告, 第1巻, 統計表34(150-151頁), 全国・市部・郡部; 同巻, 統計表35(152-157頁), 全国・市部・郡部・府県。

昭和5年国勢調査報告, 第4巻, 府県編, 統計表26, 府県・市・郡。

#### 4.2 世帯人員別普通世帯数

(表章の細目)

世帯人員の別: 総数・1人・2人・3人・-----9人・10人・11人以上。

(該当表)

1955年: 昭和30年国勢調査報告, 第3巻, 全国編, その1, 統計表7  
(228-229頁), 全国・市部(人口5万以上の市部・人口5万未満の市部)・郡部・都道府県・六大都市。

昭和30年国勢調査報告, 第5巻, 都道府県編, 統計表17,  
都道府県(市部(人口5万以上の市部・人口5万未満の市部)  
・郡部)・市・郡・区・町・村。

#### 4.3 世帯人員別一般世帯数および世帯人員

(表章の細目)

4.2と同じ。

(該当表)

1950年: 昭和25年国勢調査報告, 第4巻, 統計表13(254-257頁), 全国・市部・郡部・都道府県。

#### 5.1 種類別準世帯数および男女別世帯人員

(表章の細目)

準世帯の種類別: 総数・陸軍部隊・海軍部隊艦・監獄・留置場・学校寄宿舎

其他の寄宿舎・養育院・感化院其他の慈善的場合・病院・旅客  
下宿屋・合宿所・船舶・其他。

男女の別：総数・男・女。

(該当表)

1920年：大正9年国勢調査報告，全国の部，第1巻，統計表30(130—  
149頁)，全国・市部・郡部・府県；同巻，統計表31  
(150—151頁)，六大都市。

大正9年国勢調査報告，府県の部，各巻，統計表II，府県・市  
・郡。

### 5.2 準世帯の男女別世帯人員

(表章の細目)

準世帯の種類の別：総数・陸軍の部隊・海軍の部隊艦船・刑務所及留置場・  
学校寄宿舎・工場寄宿舎・其他の寄宿舎・合宿所・旅店下宿屋  
等・病院・養育院・感化院，其の他の慈善的場合・船舶・其の  
他。

男女の別：総数・男・女。

1930年：昭和5年国勢調査報告，第1巻，統計表36(158—159  
頁)，全國・市部・郡部；同巻，統計表37(160—163  
頁)，全國・市部・郡部・府県。

昭和5年国勢調査報告，第4巻，府県編，統計表26，府県・  
市・郡。

### 5.3 準世帯員の種類別人員

(表章の細目)

準世帯員の種類の別：総数・管内居住の警察予備隊員・刑の確定した監獄の  
在監者または少年院の在院者・旅館下宿屋寄宿舎病院社会施設  
などの準世帯人員。

(該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告，第8巻，最終報告書，摘要表70  
(598—599頁)，全國・都道府県；同巻，第5・結果の

概要，16・世帯，表16・19（231頁），全国。

#### 5.4 世帯人員別単世帯数および世帯人員

（表章の細目）

世帯人員の別：1人・2人以上。

（該当表）

1955年：1.2の1955年の項と同じ全国・市部（人口5万以上の市部）・郡部・都道府県・六大都市および都道府県（市部（人口5万以上の市部・人口5万未満の市部）・郡部）・市・郡・区・町・村。

#### 6.1 世帯主の職業（大分類・中分類）別、世帯の構成別普通世帯数および世帯員の種類別男女別世帯人員

（表章の細目）

世帯主の職業の別：大正9年國勢調査の職業分類と同じ。但し総数を欠く。

世帯主の構成の別：親族世帯・親族及職業使用人よりなる世帯・親族及家事使用人よりなる世帯・親族及職業使用人家事使用人よりなる世帯・世帯主及職業使用人よりなる世帯・世帯主及家事使用人よりなる世帯・世帯主及職業使用人家事使用人よりなる世帯・単独世帯。

世帯員の種類の別：総数・世帯主・家族（職業ある者・職業なき者）・職業使用人・家事使用人。

男女の別：男・女。

（該当表）

1920年：大正9年國勢調査報告、全國の部、第3卷、統計表16（26409頁），全國・府県・人口10万以上の市。

#### 6.2 世帯の構成別普通世帯数および世帯員の種類別世帯人員

（表章の細目）

世帯の構成の別：6.1と同じ。但し総数あり。

世帯員の種類の別：総数・世帯主・家族・職業使用人・家事使用人

（該当表）

1920年：大正9年國勢調査報告、全國の部、第3卷、統計表1（26515頁）

頁），全國・府県；同卷，統計表2（6—7頁），人口10万以上の中。

### 6.3 世帯員の種類別男女別普通世帯人員

（表章の細目）

世帯員の種類の別：総数・世帯主（総数・職業ある者・職業なき者）・家族（総数・職業ある者・職業なき者）・職業使用人・家事使用人。

（該当表）

1920年：大正9年國勢調査報告，全國の部，第3卷，統計表5（12～13頁），全國・府県；同卷，統計表6（14～15頁），人口10万以上の市。

### 6.4 世帯主の職業（大分類）別，世帯の構成別普通世帯数および世帯人員

（表章の細目）

世帯主の職業の別：大正9年國勢調査の職業分類に同じ。但し総数を欠く。

世帯の構成の別：6.1と同じ。但し総数あり。

（該当表）

1920年：大正9年國勢調査報告，全國の部，第3卷，統計表9（18～19項），全國。

### 6.5 世帯主の職業（大分類）別普通世帯数および世帯人員

（表章の細目）

世帯主の職業の別：大正9年國勢調査の職業分類に同じ。但し総数を欠く。

（該当表）

1920年：大正9年國勢調査報告，全國の部，第3卷，統計表12（20～21頁），全國・府県；同卷，統計表14（24～25頁）人口10万以上の市。

### 6.6 世帯主の職業（大分類および中分類）別普通世帯数および世帯員の種類別世帯人員

(表章の細目)

世帯主の職業の別：昭和5年国勢調査の職業分類と同じ。但し総数を欠く。

世帯員の種類の別：総数。世帯主・家族（総数・職業ある者・職業なき者）  
當業使用人・家事使用人・同居人。

(該当表)

1930年：昭和5年国勢調査最終報告書、摘要表64(408-410頁)，企画。

6.7 世帯主の職業（大分類および中分類）別普通世帯数および世帯員の種類  
別男女別世帯人員

(表章の細目)

世帯主の職業の別：昭和5年国勢調査の職業分類と同じ。総数あり。

世帯員の種類の別：6.6と同じ。

男女の別：世帯員の種類の別中、総数においてのみ総数・男女；他は男・女

(該当表)

1930年：昭和5年国勢調査報告，第4巻，府県編，統計表27，府県。  
主要なる市。

6.8 世帯員の種類別男女別普通世帯人員

(表章の細目)

世帯員の種類の別：6.6と同じ。

男女の別：総数・男・女。

(該当表)

1930年：昭和5年国勢調査最終報告書，第11章，世帯，第14表(221頁)，企画。

6.9 世帯主が失業者である普通世帯の人員別世帯数

(表章の細目)

世帯人員の別：1人・2人・3人・4人・5人・6人・7人・8人・9人・10人・11人以上。

(該当表)

1930年：昭和5年国勢調査報告，第4巻，府県編，統計表24，府県。

6.10 世帯主の労働力状態および産業（小分類）別一般世帯数および世帯人員

（表章の細目）

世帯主の労働力状態の別：総数・労働力（総数・就業者・完全失業者）・非労働力・労働力状態不詳。

世帯主の産業の別：上記の就業者の内訳である。昭和25年の産業分類に同じ。

（該当表）

1950年：昭和25年国勢調査報告，第5巻，統計表10（566—575頁），全国・市部・郡部。

6.11 世帯主の労働力状態および産業（大分類）別一般世帯数および世帯人員

（表章の細目）

6.10と同じ。

（該当表）

1950年：昭和25年国勢調査報告，第5巻，統計表11（576—579頁），全国・都道府県。

6.12 世帯主の労働力状態および産業（小分類）別普通世帯数および世帯人員

（表章の細目）

世帯主の労働力状態の別：世帯主が15才以上の普通世帯数・就業者・完全失業者・非労働力・労働力状態不詳。

世帯主の産業の別：上記の就業者の内訳である。昭和30年国勢調査の産業分類と同じ。

（該当表）

1955年：昭和30年国勢調査報告，第3巻，全国編、その1，統計表8（230—237頁），全国・市部（人口5万以上の市部・人口5万未満の市部）・郡部

1955年：昭和30年国勢調査報告，第5巻，都道府県編，統計表18，

都道府県〔市部（人口5万以上の市部・人口5万未満の市部）  
・郡部〕

6.1.3 世帯主の労働力状態および産業（大分類別普通世帯数および世帯人員  
(表章の細目)

6.1.2と同じ。

(該当表)

1955年：昭和30年国勢調査報告、第3巻、全国編、その1、統計表9(238  
-241頁)、全国・都道府県・六大都市・昭和30年国勢調査報告  
第5巻、都道府県編、統計表19、都道府県市・区・町・村。

II 10% 抽出集計

4.4 家族人員別一般世帯数（1人世帯を除く）

(表章の細目)

家族人員の別：総数・1人・2人・3人・-----・9人・10人以上。

(該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告、第3巻、その1、統計表16(126  
頁)、全国・市部・郡部、同、統計表17(127頁)、全国  
・都道府県・六大都市(但しこの表の家族人員の別は6人以上  
一括)。

4.5 世帯人員別一般世帯の女子世帯主の数

(1人世帯を除く)

(表章の細目)

世帯人員の別：総数・1人・2人・3人・-----・6人・7人以上・不詳

(該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告、第3巻、その1統計表21(136-  
137頁)、全国・市部・郡部。

6.1.4 世帯主との続柄別男女別一般世帯人員（1人世帯を除く）(表章の細目)

世帯主との続柄：総数・世帯主・配偶者・直系卑族の配偶者・直系尊族・  
その他の家族・使用人・同居人、それらの家族及び不詳。

男女の別：総数・男・女 (該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告、第3；その1、統計表15(125  
頁)、全国・市部・郡部。

6.1.5 世帯主の産業（大分類）別一般世帯数、世帯人員および家族人員（世

世帯主が失業又は非労働力のものを除く)

(表章の細目)

世帯主の産業の別：昭和25年国勢調査の産業分類に同じ、総数あり。

(該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告、第3巻、その2、統計表31  
(430頁)，全國・市部・郡部；同、統計表32(431—  
439頁)，全國・都道府県・六大都市。

6.16 世帯主の産業(大分類)別世帯人員別一般世帯数(世帯主が失業又は  
非労働力のものを除く)

(表章の細目)

世帯主の産業の別：昭和25年国勢調査の産業分類に同じ。総数あり。

世帯人員の別：総数。1人。2人。3人。---9人。10人。11人以上。

(該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告、第3巻、その2、統計表33(440  
441頁)，全國・市部・郡部。

6.17 世帯主の産業(大分類)別一般世帯数およびその世帯員の経済活動別

男女別世帯人員(1人世帯および世帯主が非労働力である世帯を除く)

(表章の細目)

世帯主の産業の別：昭和25年国勢調査の産業分類に同じ。総数あり。

世帯員の経済活動の別：世帯主を含む世帯人員。世帯主を含む家族人員・世  
帯主を除く家族人員(総数・労働力(総数・就業者(総数・  
世帯主と同一の産業・世帯主と同じ産業)・完全失業者)・  
非労働力(10歳未満を含む))・家族員以外の世帯人員。

男女の別：総数・男・女

(該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告、第3巻・その2、統計表34(444  
449頁)，全國・市部・郡部。

6.18 世帯主の産業(大分類)別家族人員・世帯主数および失業および非労

働力の家族人員(1人世帯および世帯主が非労働力である世帯を除く)

(表章の細目)

世帯主の産業の別：昭和25年国勢調査の産業分類に同じ。総数あり。

(該当表)

1950年：昭和25年国勢調査報告、第3巻・その2、統計表35(450  
451頁)，全國・市部・郡部。

頁），全國・市部・郡部。

7.1 配偶関係，年齢および男女別一般世帯の世帯主の数（1人世帯を除く）  
(表章の細目)

配偶関係の別：総数・未婚・有配偶・死離別・不詳。

年齢の別：総数・20歳未満・20～29・30～39・40～49・50  
～59・60歳以上・不詳。

男女の別・総数・男・女。

(該当別)

1950年：昭和25年國勢調査報告，第3卷，その1，統計表18(128  
～129頁)，全國・市部・郡部。

7.2 配偶関係，年齢および男女別1人世帯の世帯主の数  
(表章の細目)

7.1と同じ。

(該当表)

1950年：昭和25年國勢調査報告，第3卷，その1，統計表22(134  
～137頁)，全國・市部・郡部。

7.3 配偶関係および男女別一般世帯の世帯主の数（1人世帯を除く）  
(表章の細目)

男女，配偶関係の別：総数（総数・未婚・有配偶・死離別・不詳）・男  
(総数・有配偶・その他)・女(総数・有配偶・その他)。

(該当表)

1950年：昭和25年國勢調査報告，第3卷，その1，統計表19(180  
～181頁)，全國・都道府県・六大都市。

7.4 年齢および男女別一般世帯の世帯主の数（1人世帯を除く）  
(表章の細目)

年齢の別：総数・30歳未満・30～59・60歳以上および不詳。

男女の別：総数・男・女。

(該当表)

1950年：昭和25年國勢調査報告，第3卷，その1，統計表20(1

— 135 頁），全國・都道府県・六大都市。

### III 1% 抽出集計

4.6 普通世帯数および世帯人員，ならびに世帯人員別普通世帯数（1人の準世帯特掲）

（表章の細目）

世帯人員の別：総数。1人・2人・3人・4人・5人・6人・7人・8人・9人・10人・11人以上。

（該当表）

1955年：昭和30年國勢調査報告，第2巻，その1，統計表。（164—165頁），全國・市郡（人口5万以上の市郡・人口5万未満の市郡）・都道府県・六大都市。

7.5 世帯主の配偶関係，年齢（5区分）および男女別普通世帯数および普通世帯人員

（表章の細目）

配偶関係の別：総数。未婚・有配偶・死別・離別・不詳。

年齢の別：総数・30歳未満・30—39・40—59・60歳以上。

男女の別：総数・男・女。

（該当表）

1955年：昭和30年國勢調査報告，第2巻，その1，統計表9（166—169頁），全國・市郡（人口5万以上の市郡・人口5万未満の市郡）・都道府県・六大都市。

世帯に関する集計項目、全国、1920-1955年

(Xは集計のあることを示す、XXは特に男女別集計のあることを示す)

I

集計項目	1920	1925	1930	1935	1940	1946	1947	1948	1950	1955	関係表章番号
世帯	世帯数	X	X	X <sup>3)</sup>	X <sup>3)</sup>	X	X	X	X	X	11,12,13
	世帯人員	XX	XX	XX	XX		XX	XX	XX	XX	11,12
普通世帯	世帯数	X	X	X	X	X	X	X	X	X	21,22,23,24
	世帯人員	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX	X	X	21,22,24
準世帯	世帯数	X	X	X <sup>3)</sup>	X <sup>3)</sup>	X	X	X	X	X	31,32,33
	世帯人員	XX	XX	XX	X <sup>3)</sup>	XX	X	XX	X	X	31,32

1) 総人口に等しい。

2) 1950年は一般世帯

3) 沖縄県を除いた数字のみられる。

II

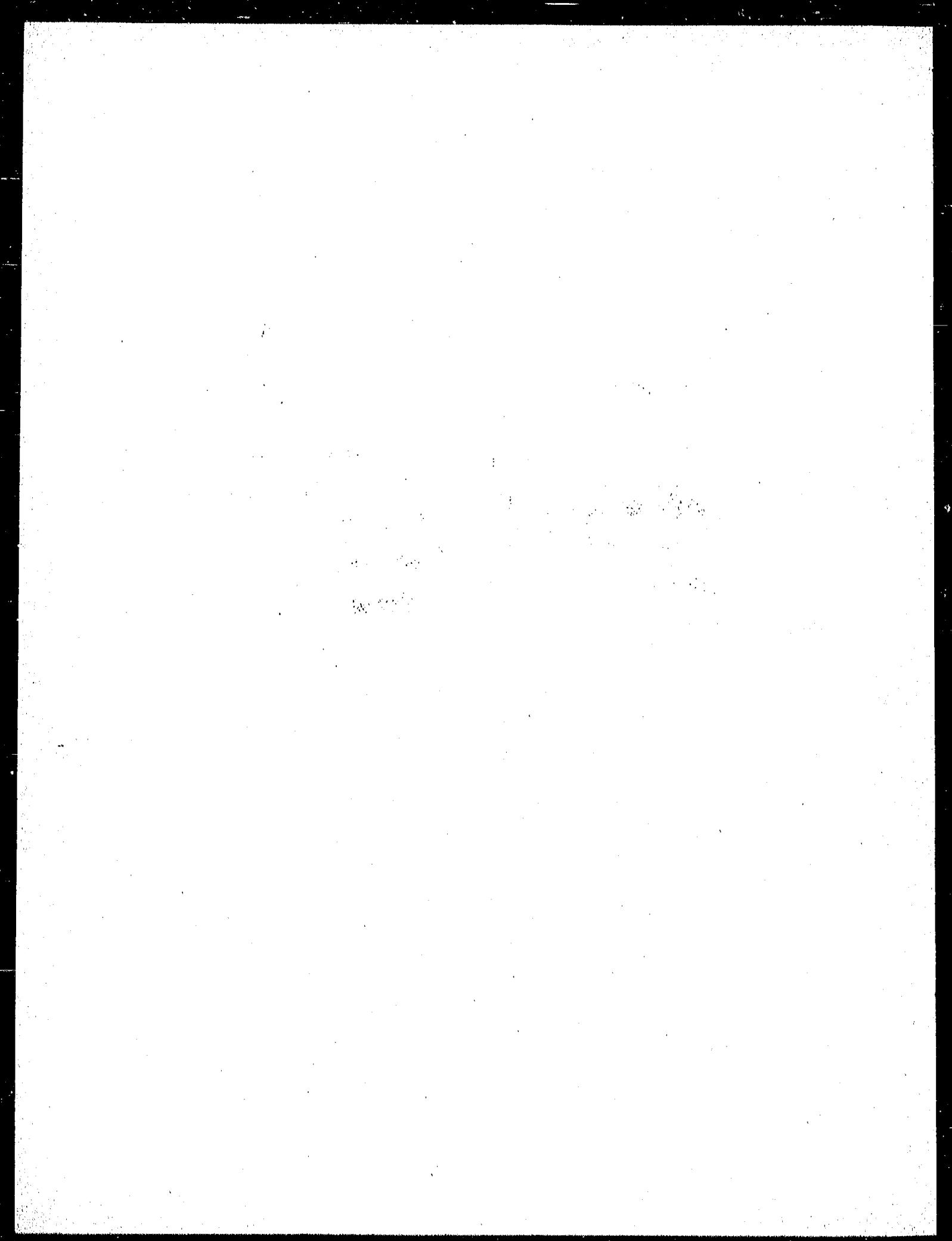
集計項目	単世帯数				準世帯人員				関係表章番号
	1920	1930	1950	1955	1920	1930	1950	1955	
種類別	X				XX	XX	X		5.1,5.2,5.3
人員別			X					X	5.4

	普通世帯数 1)				普通世帯人員 1)				関係表章番号
	1920	1930	1950	1955	1920	1930	1950	1955	
世帯人員別	X	X	X	X	XX		X		41~46, 69, 616
家族人員別			X						44
世帯の構成別	X				XX				61, 62, 64
世帯主の 世帯員の	男 女 別		XX	XX				X	71~75
	年齢別		XX	XX				X	71~73, 75
	配偶關係別		XX	XX				X	71, 72, 74, 75
	労働力状態別		X	X			X	X	610~613
	産業別2)	XX	XX	X	X	XX	XX	X	61, 64~67, 610~613 615~618
	種類別				XX	XX			61~63, 66~68, 615, 618
世帯主との關係別							XX		614
労働力状態別							X		617

1) 1950年は一般世帯。 2) 1920年は産業別。

## 附 錄 IV

各回國勢調査報告および人口調査  
報告における世帯と住居に関する  
統計表ならびに摘要表



大正 9 年国勢調査報告、全国の部、第 1 卷、人口、体性、出生地、年令、配偶關係、国籍、民籍、世帯

〔統計表〕

27. 世帯数及人員、地方別、114頁
28. 世帯数及人員、府県、115頁
29. 世帯数及人員、市郡、116—128頁
30. 人員別普通世帯数其人員及種類別準世帯数其人員、府県、130—149頁
31. 人員別普通世帯数其人員及種類別準世帯数其人員、六大都市、150—151頁
32. 人員別普通世帯数及其人員ノ割合、府県、152—153頁
33. 世帯数及人員、市町村、154—277頁

大正 9 年国勢調査記述編

〔第 9 章 世帯、171—196頁〕

88. 府県別世帯及人口、176—177頁
89. 人員別普通世帯及人口、177頁
90. 府県普通世帯乎中人員別世帯ノ割合、179頁
91. 人員別普通世帯及人口、180頁
92. 種類別準世帯及人口、180—181頁
93. 種類別準世帯及人口、182頁
94. 世帯員種別普通世帯所屬人口、183頁
95. 府県家族乎中職業アル者ノ割合、183頁
96. 世帯員種別普通世帯所屬人口、184頁
97. 世帯種別普通世帯人口、184—185頁
98. 府県普通世帯乎中職業使用者ノ有スルモノノ割合、185頁
99. 府県普通世帯乎中家事使用者ノ有スルモノノ割合、186頁
100. 世帯種別普通世帯及人口、186頁
101. 世帯主ノ職業（大分類）別普通世帯及人口、190頁
102. 府県普通世帯乎中世帯主ノ職業（大分類）別世帯ノ割合、192—193頁
103. 世帯主ノ職業（大分類）別普通世帯、193—194頁

104. 世帯主ノ職業（大分類）別普通世帯手申各類世帯ノ割合、194頁
105. 世帯主ノ職業（大分類）別普通世帯一世帯当人員、196頁

〔摘要表〕

51. 世帯及人口一金版圖、164頁
52. 世帯及人口一府県、165頁
53. 人員別普通世帯及人口並類別準世帯及人口一金圖、166—167頁
54. 人員別普通世帯及人口一府県、168—169頁
55. 種類別準世帯及人口一府県、170—171頁
56. 世帯種別普通世帯及人口一府県、172—173頁
57. 世帯主ノ職業（中分類）別普通世帯及人口一金圖、174—175頁
58. 世帯主ノ職業（大分類）別普通世帯数及人口一府県、176—177頁

### 大正9年國勢調査報告、全國の部、第3卷

〔統計表〕

1. 世帯ノ構成ニ依リ分サタル普通世帯及人員、府県、2—5頁
2. 世帯ノ構成ニ依リ分サタル普通世帯及人員、人口10万以上ノ市 6—7頁
3. 働帶ノ構成ニ依リ分サタル普通世帯及人員—普通世帯及所屬人員平ニ対スル割合、府県、8—9頁
4. 世帯ノ構成ニ依リ分サタル普通世帯及人員—普通世帯及所屬人員平ニ対スル割合、人口10万以上ノ市、10頁
5. 世帯主家族職業使用者及家事使用者、府県、12—13頁
6. 世帯主家族職業使用者及家事使用者、人口10万以上ノ市、14—15頁
7. 世帯主家族職業使用者及家事使用者—普通世帯所屬人員平ニ対スル割合及男女比例、府県、16頁
8. 世帯主家族職業使用者及家事使用者—普通世帯所屬人員平ニ対スル割合及男女比例、人口10万以上ノ市、17頁
9. 世帯ノ構成並世帯主ノ職業（大分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員、金圖、18—19頁
10. 世帯ノ構成並世帯主ノ職業（大分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員—各普通世帯及所屬人員平ニ対スル割合、金圖、18—19頁

11. 世帯ノ構成並世帯主ノ職業（大分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員—世帯主ノ職業別普通世帯及所属人員平ニ対スル割合、金額、18  
—19頁
12. 世帯主ノ職業（大分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員、府県、20—21頁
13. 世帯主ノ職業（大分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員—普通世帯及所属人員平ニ対スル割合、府県、22—23頁
14. 世帯主ノ職業（大分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員、人口10万以上ノ市、24—25頁
15. 世帯主ノ職業（大分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員—普通世帯及所属人員平ニ対スル割合、人口10万以上ノ市、24—25頁
16. 世帯ノ構成並世帯主ノ職業（中分類）ニ依リ分サタル普通世帯及人員、金額、府県、人口10万以上ノ市、26—409頁

### 大正9年國勢調査報告、府県の部

#### 〔結果の概要〕

- I 単郷別面積、世帯及人口
- II 種類別普通世帯及準世帯

#### 〔統計表〕

- I 単町村別覽表
1. 世帯及人口
- II 世帯及人口

### 大正14年國勢調査報告、第1巻、概述編

#### 〔第6章 世帯、62—73頁〕

1. 世帯及人口、63頁
2. 世帯、63頁
3. 世帯及人口、64頁
4. 普通世帯及人口、64頁
5. 普通世帯、65頁
6. 府県世帯平中普通世帯ノ割合、66頁

7. 府県人口中普通世帯所屬人員ノ割合、全國、67頁
  8. 普通世帯平均人員、68頁
  9. 普通世帯員ノ男女割合(女百ニ付男)、69頁
  10. 準世帯及人口、69頁
  11. 準世帯、70頁
  12. 準世帯所屬人員、71頁
  13. 準世帯平均人員、72頁
  14. 準世帯員ノ男女割合(女百ニ付男)、73頁
- 〔摘要表〕
14. 世帯及人口—全版圖、86—87頁
  15. 世帯及人口—府県、88—89頁

#### 大正14年國勢調査報告、第2卷、全國結果表 〔統計表〕

- XII 世帯—地方区割、52頁  
XIII 世帯—府県、53頁  
XIV 世帯—市郡、54—66頁

#### 大正14年國勢調査報告、第3卷、市町村別世帯及人口 〔統計表〕

- I 府県別世帯及人口、1頁  
II 市郡別世帯及人口、2—10頁  
III 市町村別世帯及人口、11—142頁

#### 大正14年國勢調査報告、第4卷、府県編 〔統計表〕

- I 世帯及人口  
附錄 全國世帯及人口一覽

昭和5年国勢調査報告、第1巻、人口、体性、年令、配偶關係、出生地、民籍国籍、世帯、住居

〔統計表〕

33. 普通世帯及人口一府県、148-149頁
34. 人員別普通世帯及人口一全國、150-151頁
35. 人員別普通世帯及人口一府県、152-157頁
36. 普通世帯以外ニ在リタル人口一全國、158-159頁
37. 普通世帯以外ニ在リタル人口一府県、160-163頁
38. 普通世帯ノ住居一府県、164頁
39. 住居ノ室数別普通世帯及人口一府県、166-169頁
40. 住居ノ室数及人員別普通世帯及人口一全國、170-171頁
41. 住居ノ室数及人員別普通世帯及人口一全國市部、172-173頁
42. 住居ノ室数及人員別普通世帯及人口一全國郡部、174-175頁

昭和5年国勢調査最終報告書

〔第11章 世帯、208-235頁〕

1. 普通世帯及所屬人員、209頁
2. 普通世帯ノ府県分布、209頁
3. 府県都鄙人口千中普通世帯所屬人員ノ割合、210頁
4. 普通世帯ノ平均人員、210-211頁
5. 普通世帯所屬人員ノ男女比例(女百ニ付男)、211-212頁
6. 人員別普通世帯及所屬人員、212頁
7. 府県普通世帯千中人員別世帯ノ割合、214頁
8. 都鄙人員別普通世帯及所屬人員、214-215頁
9. 産業(大分類)別普通世帯及所屬人員、216頁
10. 産業(大分類)別普通世帯ノ府県分布、217-218頁
11. 府県普通世帯千中産業(大分類)別世帯ノ割合、219頁
12. 都鄙普通世帯千中産業(大分類)別世帯ノ割合、220頁
13. 産業(中分類)別普通世帯及所屬人員、220頁
14. 普通世帯ノ構成員、221頁

15. 府県普通世帯所属人員千中各世帯構成員ノ割合、222頁
16. 府県家族千中職業アル者ノ割合、223頁
17. 都鄙普通世帯所属人員千中各世帯構成員ノ割合竝ニ都鄙家族千中職業アル者ノ割合、223頁
18. 産業(中分類)別普通世帯所属人員千中各世帯構成員ノ割合、224—225頁
19. 府県普通世帯ノ一世帯当構成員、225—226頁
20. 都鄙普通世帯ノ一世帯当構成員、226頁
21. 産業(中分類)別普通世帯、一世帯当構成員、227—228頁
22. 府県普通世帯構成員ノ男女比例(女百ニ付男)、229頁
23. 都鄙普通世帯構成員ノ男女比例(女百ニ付男)、230頁
24. 産業(大分類)別普通世帯構成員ノ男女比例(女百ニ付男)、230頁
25. 普通世帯以外ニ在リタル人口、231頁
26. 普通世帯以外ニ在リタル人口ノ府県分布、231—232頁
27. 普通世帯以外ニ在リタル人口ノ都鄙分布、232頁
28. 普通世帯以外ニ在リタル人口ノ種別、232—233頁
29. 主ナル普通世帯以外ニ在リタル人口ノ府県分布、234頁
30. 都鄙普通世帯以外ニ在リタル人口ノ種別、235頁

(第12章 住居、室数、235—245頁)

1. 府県普通世帯ノ住居、237頁
2. 都鄙普通世帯ノ住居、238頁
3. 普通世帯ノ住居ノ室数、238—239頁
4. 府県普通世帯千中住居ノ室数別世帯ノ割合、239—240頁
5. 都鄙普通世帯千中住居ノ室数別世帯ノ割合、241頁
6. 人員別普通世帯ノ一世帯当室数及一室当人員、241頁
7. 府県人員別普通世帯ノ一世帯当室数、242頁
8. 府県人員別普通世帯ノ一室当人員、243頁
9. 都鄙人員別普通世帯ノ一世帯当室数及一室当人員、244頁
10. 人員別普通世帯千中住居ノ室数別世帯ノ割合、245頁

(摘要表)

60. 普通世帯及人口一府県、397頁
61. 人員別普通世帯及人口一府県、398—399頁
62. 普通世帯以外ニ在リタル者一府県、402—403頁
63. 世帯主ノ雇業(大分類)別普通世帯及人口一府県、404—407頁
64. 世帯主ノ雇業(中分類)別普通世帯及人口一全國、408—410頁
65. 普通世帯ノ住居一府県、411頁
66. 住居ノ室数別普通世帯及人口一府県、412—415頁
67. 人員別普通世帯ノ一世帯当室数及一室当人員一府県、416—417頁

### 昭和5年国勢調査報告、第4巻、府県編

(統計表)

24. 世帯主失業者ナルトキノ人員別普通世帯数一府県
25. 普通世帯及人口一市區町村
26. 世帯及人口一市郡
27. 世帯主ノ雇業(中分類)別普通世帯及人口一府県、主要市
28. 普通世帯ノ住居一市區町村
29. 住居ノ室数及人員別普通世帯及人口一府県、市、郡部

### 昭和5年国勢調査速報、世帯及人口

(統計表)

1. 地方別世帯及人口、2—3頁
2. 府県別世帯及人口、4—5頁
3. 市別世帯及人口、6—7頁
4. 市郡別世帯及人口、8—20頁
5. 市町村別世帯及人口、21—1148頁

### 附録 審議版圖内世帯及人口

### 抽出調査に依る昭和5年国勢調査結果の概観

(第9章 普通世帯、29—34頁)

48. 普通世帯及人口、29頁
50. 府県別普通世帯及人口、30頁

51. 人員別普通世帯及人口、31頁  
 52. 人員別普通世帯及人口、31頁  
 53. 世帯主の職業別普通世帯及人口、32頁  
 54. 世帯主の職業別普通世帯及人口、32—33頁  
 55. 世帯員種別、37頁  
 56. 世帯主の職業別普通世帯所属男女人員各手中各種世帯員の割合、34頁  
 (第10章 住居の施設、34—35頁)  
 57. 住居の施設別普通世帯及人口、35頁  
 58. 世帯人員別住居の施設、35頁  
 (統計表)  
 59. 普通世帯及人口——府県、38頁  
 60. 人員別普通世帯及人口——全國、39頁  
 61. 世帯主ノ職業(中分類)別普通世帯及人口——全國、40—41頁  
 62. 職業(中分類)別世帯及人口ノ割合—世帯当人員致世帯構成員ノ割合、  
 全國42頁  
 63. 住居ノ施設及人員別普通世帯及人口——全國、44—46頁

昭和10年國勢調査報告、第1巻、全國編  
 (統計表)

64. 普通世帯及人口——地方、122—123頁  
 65. 普通世帯及人口——府県、124—125頁  
 66. 普通世帯及人口——府郡、126—136頁

昭和10年國勢調査報告、第2巻、府県別  
 (統計表)

67. 普通世帯及人口——府区町村

昭和10年國勢調査速報、世帯及人口  
 (統計表)

68. 地方別世帯及人口、2—3頁

2. 府県別世帯及人口、4~5頁
3. 市別世帯及人口、6~8頁
4. 市郡別世帯及人口、9~22頁
5. 市町村別世帯及人口、23~157頁

附録 帝國版國內世帯及人口、

## 昭和15年國勢調査・昭和19年人口調査・昭和20年人口調査・昭和21年人口調査結果報告摘要

### 〔昭和15年國勢調査〕

1. 民籍及國籍別人口及世帯、全人口、2~3頁
2. 世帯及人口、都道府県別、全人口、4~5頁

### 〔昭和21年人口調査〕

1. 農家非農家別人口、全國市部、郡部別、都道府県別、130~131頁
2. 農家人口、市部郡部別、都道府県別、132頁
3. 非農家人口、市部郡部別、都道府県別、133頁
7. 農家非農家別朝鮮人台灣人、全國、148~149頁
9. 南部郡部別農家非農家別普通世帯及準世帯、都道府県別、150~151頁

## 昭和22年臨時國勢調査結果報告、その6、世帯数概要

### 〔統計表〕

南部郡部別世帯数、人口及び一世帯当たり平均人員、全國及び都道府県、1.総数、2.市部、3.郡部、2~4頁

## 昭和23年常住人口調査報告

### 〔統計表〕

1. 南部郡部別常住人口及び世帯数、2~3頁
2. 市区町村別常住人口及び世帯数、4~146頁
3. 普通世帯及び準世帯並びに常住人口、全國及び都道府県、148~151頁

昭和25年国勢調査報告、第2巻、1%抽出集計結果  
〔統計表〕

19. 住居の種別及び所有の関係別一般世帯数、世帯人員及び棟数——全国、  
市部、郡部（昭和25年）、84頁

昭和25年国勢調査報告、第3巻、10%抽出集計結果、その1、  
男女別、年令、配偶關係、国籍又は出身地、教育、世帯、住宅、  
出産力  
〔統計表〕

13. 世帯人員階級別一般世帯数及び一般世帯人員——全国・市部・郡部（昭  
和25年）113頁

14. 世帯人員階級別一般世帯数及び一般世帯人員——全国・都道府県・六大  
都市（昭和25年），119—124頁

15. 世帯主との続柄及び男女別一般世帯人員（1人世帯を除く）——全国・市  
部・郡部（昭和25年），125頁

16. 家族の数別一般世帯数（1人世帯を除く）——全国・市部・郡部（昭和  
25年），126頁

17. 家族の数別一般世帯数（1人世帯を除く）——全国・都道府県・六大都  
市（昭和25年），127頁

18. 配偶關係、年令及び男女別一般世帯の世帯主の数（1人世帯を除く）——  
全国・市部・郡部（昭和25年），128—129頁

19. 配偶關係及び男女別一般世帯世帯主の数（1人世帯を除く）——全国・  
都道府県・六大都市（昭和25年），130—131頁

20. 年令及び男女別一般世帯世帯主の数（1人世帯を除く）——全国・都道  
府県・六大都市（昭和25年），132—135頁

21. 世帯人員別一般世帯の女子世帯主の数（1人世帯を除く）——全国・市  
部・郡部（昭和25年），136—137頁

22. 配偶關係、年令及び男女別1人世帯の世帯主の数——全国・市部・郡部  
（昭和25年），136—137頁

23. 住宅の種別及び所有の関係別一般世帯数、世帯人員及び棟数——全国・  
市部・郡部（昭和25年），138頁

24. 住宅の種別及び所有の関係別一般世帯数、世帯人員及び戸数——全国・  
都道府県・六大都市(昭和25年)、139~151頁
25. 戸数別住宅に住んでいる一般世帯数——全国・市部・郷部・都道府県  
六大都市(昭和25年)、152~153頁
26. 住宅の種別、所有の関係及び就業中の世帯主の従業上の地位別一般世帯  
数(世帯主が失業者又は非労働力のものは除く)——全国(昭和25年)、  
154頁
27. 住宅の種別、所有の関係及び就業中の世帯主の従業上の地位別一般世帯  
数(世帯主が失業又は非労働力のものは除く)——全国・市部・郷部・都  
道府県・六大都市(昭和25年)、155~168頁

昭和25年国勢調査報告、第3巻、10%抽出集計結果、その2、  
労働力状態、職業、産業、従業上の地位、就業時間

〔統計表〕

31. 世帯主の産業（大分類）別一般世帯数、世帯人員及び家族数（世帯主が失業又は非労働力のものは除く）——全国・市部・郡部（昭和25年），430頁
32. 世帯主の産業（大分類）別一般世帯数、世帯人員及び家族数（世帯主が失業又は非労働力のものは除く）——全国・都道府県・六大都市（昭和25年），431—439頁
33. 世帯主の産業（大分類）及び世帯人員別一般世帯数（世帯主が失業又は非労働力のものは除く）——全国・市部・郡部（昭和25年），440—441頁
- 33a. 世帯主の産業（大分類）及び世帯人員別一般世帯数の割合——全国・市部・郡部（昭和25年），442—443頁
34. 世帯主の産業（大分類）別一般世帯数及びその世帯員の経済活動別世帯人員（1人世帯及び世帯主が非労働力である世帯を除く）——全国・市部・郡部（昭和25年），444—449頁
35. 産業別依存人口（1人世帯及び世帯主が非労働力である世帯を除く）——全国・市部・郡部（昭和25年），450頁

昭和25年度国勢調査報告、第4巻、全國編I、男女別・年令・配偶関係・国籍又は出身地・出生地・教育・世帯・住宅

〔統計表〕

13. 世帯の種別及び世帯人員別世帯数及び世帯人員——全国・市部・郡部・都道府県，254—257頁
- 13a. 世帯の種別及び世帯人員別世帯数の割合——全国・市部・郡部・都道府県，257—259頁
14. 世帯の種別、住宅の種別及び所有の關係別世帯数、世帯人員及び棟数——全国・市部・郡部・都道府県，260—272頁

昭和25年国勢調査報告，第5巻，全国編Ⅱ，労働力状態・職業・産業・従業上の地位

〔統計表〕

10. 世帯主の労働力状態及び産業（小分類）別一般世帯数及び世帯人員——

全國・市部・郡部，566—575頁

11. 世帯主の労働力状態及び産業（大分類）別一般世帯数及び世帯人員——

全國・都道府県，576—579頁

昭和25年国勢調査報告，第6巻，常住人口及び現在人口

〔統計表〕

2. 世帯数，常住人口及び現在人口 全國・都道府県・市・区・町・村，

14—135頁

昭和25年国勢調査報告，第8巻，最終報告書

〔第5. 結果の概要，16. 世帯，218—232頁〕

16.1 全國世帯の種類別世帯数および人口，218頁

16.2 全國一般世帯1世帯当たり人員，219頁

16.3 全國の世帯人員別一般世帯数，219頁

16.4 昭和25年全國一般世帯の世帯主の労働力状態，220頁

16.5 昭和25年全國の世帯主産業別一般世帯数および世帯人員，220頁

16.6 昭和25年全國一般世帯の世帯人員別世帯数の分布，223頁

16.7 昭和25年市部郡部一般世帯の世帯主の産業別1世帯当たり人員，

223頁

16.8 昭和25年全國市部郡部1人世帯数，224頁

16.9(抽) 昭和25年全國男女および年令別1人世帯数，224頁

16.10(抽) 昭和25年全國年令別1人世帯数の総人口に対する割合，225頁

16.11(抽) 昭和25年全國男女および配偶關係別1人世帯数，225頁

16.12(抽) 昭和25年全國産業別1人世帯数，226頁

16.13(抽) 昭和25年全國男女別普通世帯の世帯主数，227頁

16.14(抽) 昭和25年全國男女別年令別総人口および普通世帯の世帯主数，  
227頁

- 16.15(抽) 昭和 25 年全国男女および配偶関係別普通世帯の世帯主数（1人  
世帯を除く），227 頁
- 16.16(抽) 昭和 25 年全国世帯数の男女別および世帯人員別普通世帯数，  
228 頁
- 16.17(抽) 昭和 25 年普通世帯の世帯主との続柄別 1 世帯当たり世帯人員，  
228 頁
- 16.18 普通世帯の世帯員就業状態別割合，229 頁
- 16.19 全国準世帯人口の内訳，231 頁
- 16.20(参考) 旅館・下宿屋・病院・船舶に現在した一般世帯以外の人口（大  
正 9 年・昭和 5 年），231 頁
- 16.21 全国全世帯人口中準世帯人員の割合（%），232 頁  
〔第 5. 結果の概要，1.2. 世帯の居住状態，232—239 頁〕
- 17.1 昭和 25 年全国の世帯および世帯人員の居住状態，232 頁
- 17.2 昭和 25 年全国一般世帯の居住状態，232 頁
- 17.3 全國一般世帯の居住状態の昭和 25・23 年の比較，233 頁
- 17.4 昭和 25・23 年の全国一般世帯の住む住宅の所有関係，234 頁
- 17.5(抽) 昭和 25 年全国一般世帯の世帯主の従業上の地位別居住状態，  
234 頁
- 17.6 住宅に住む一般世帯の 1 人当たり戸数，235 頁
- 17.7(抽) 昭和 25 年全国一般世帯の戸数別世帯数，235 頁
- 17.8 昭和 25・23 年の市部郡部一般世帯のうち間借り世帯または非住宅  
に住む世帯，237 頁
- 17.9 昭和 25・23 年の市部郡部一般世帯（間借り世帯を除く）の住宅の  
所有の関係，237 頁
- 17.10 市部郡部一般世帯の 1 人当たり戸数，238 頁
- 17.10 昭和 25 年全国準世帯の居住状態，239 頁  
〔摘要表〕
69. 世帯の種類別世帯数及び世帯人員，全國・市部・郡部——大正 9 ～昭和  
25 年，596 頁
70. 世帯の種類別世帯数及び世帯人員，全國・都道府県——大正 9 ～昭和 25

年，598—609頁

71. 世帯人員別一般世帯の世帯数及び世帯人員，全國・市部・郡部——大正9～昭和25年，610—611頁
72. 世帯人員別一般世帯数，全國・都道府県——大正9～昭和25年，  
612—615頁
73. 世帯人員別一般世帯数，全國・都道府県——昭和25年，616—619頁
74. 世帯主の労働力状態及び産業(大分類)別一般世帯数及び世帯人員，  
全國・都道府県——昭和25年，620—629頁
- 75.(抽) 世帯主の産業(大分類)及び世帯人員別一般世帯数，全國・市部・  
郡部——昭和25年，630—633頁
76. 世帯の種類別世帯数及び世帯人員，全國・市部・郡部——大正9～昭  
和25年，634頁
77. 普通世帯(1人世帯を除く)の世帯数及び世帯人員，全國・都道府県  
——昭和25年，635頁
- 78.(抽) 世帯主との続柄及び男女別普通世帯(1人世帯を除く)の世帯人  
員，全國・市部
- 79.(抽) 世帯主の産業(大分類)別普通世帯(1人世帯を除く)の世帯員  
の経済活動別世帯人員，全國・市部・郡部——昭和25年，637頁
- 80.(抽) 世帯主の産業(大分類)別普通世帯の世帯数，世帯人員及び家族  
数，全國・市部・郡部——昭和25年，643頁
81. 住宅又は非住宅に住む一般世帯数，全國・市部・郡部・都道府県——  
昭和23年及び25年，644—645頁
82. 一般世帯の住む住宅の所有の関係，全國・市部・郡部・都道府県——  
昭和23年及び25年，646—647頁
83. 住宅の所有関係別一般世帯の1人当たり量数，全國・市部・郡部・都道  
府県——昭和23年及び25年，648頁
- 84.(抽) 量数別住宅に住む一般世帯数，全國・市部・郡部・都道府県——  
昭和25年，650—653頁

〔摘要表〕

23. 世帯人員別的一般世帯数——昭和5年と昭和25年
- 24.(抽) 同居家族の数別普通世帯数——昭和25年
- 25.(抽) 普通世帯の世帯主の配偶関係——昭和25年
- 26.(抽) 普通世帯の世帯主の年令——昭和25年
27. 一般世帯の世帯主の職業とその世帯人員——昭和25年
- 28.(抽) 世帯主の職業とその家族・非家族——昭和25年
29. 住宅・非住宅に居住している一般世帯数——昭和23年と昭和25年
30. 一般世帯の居住する住宅の所有の関係——昭和23年と昭和25年
- 31.(抽) 一般世帯の世帯主の従業上の地盤と住宅の所有の関係——昭和25年
32. 住宅の所有の関係別一般世帯の1人当たり戸数——昭和23年と昭和25年
- 33.(抽) 住宅に住んでいる一般世帯の住宅の戸数——昭和25年

〔統計表〕

19. 世帯の種別及び世帯人員別世帯数及び世帯人員——市・区・町・村
20. 世帯主の労働力状態及び職業(大分類)別一般世帯数及び世帯人員——市・区・町・村
21. 世帯主の労働力状態及び職業(小分類)別一般世帯数及び世帯人員——市部・都部
22. 世帯の種別、住宅の種別及び所有の関係別世帯数、世帯人員及び戸数——市部・都部
23. 住宅の種別及び所有の関係別一般世帯数、世帯人員及び戸数——市・区・町・村

昭和30年国勢調査報告、第2巻、1%抽出集計結果、その1、  
男女の別・年令・配偶関係・国籍・世帯・住宅

〔摘要表〕

7. 普通世帯の世帯数、世帯人員および1世帯当たり人員——全国・市部・都部(昭和25年・30年)、41頁
8. 世帯人員別普通世帯数——全国・市部・都部(昭和25年・30年)、42頁

9. 普通世帯の世帯数および世帯人員——都道府県(昭和25年・30年),

43頁

〔統計表〕

8. 世帯人員別普通世帯数および普通世帯人員(1人の準世帯特掲)——

全國・市部・郡部・都道府県・六大都市, 164—165頁

9. 世帯主の配偶関係別、年令(3区分)および男女別普通世帯数および普通世帯人員——全國・市部・郡部, 166—169頁

10. 住宅の種類および住宅の所有の関係別普通世帯数、普通世帯人員および戸数——全國・市部・郡部・都道府県・六大都市, 170—181頁

11. 世帯人員および戸数別住宅に住む普通世帯数および普通世帯人員——全國・市部・郡部, 182—187頁

12. 世帯主の従業上の地位、住居の種類および住宅の所有の関係別普通世帯数、普通世帯人員および戸数——全國・市部・郡部, 188—192頁

昭和30年国勢調査報告, 第3巻, 全国編, その1, 男女の別・年令・配偶関係・国籍・世帯・住宅

〔統計表〕

7. 世帯の種類および世帯人員別世帯数および世帯人員——全國・市部・郡部・都道府県・六大都市, 228—229頁

8. 世帯主の労働力状態および産業(小分類)別普通世帯数および普通世帯人員——全國・市部・郡部, 230—237頁

9. 世帯主の労働力状態および産業(大分類)別普通世帯数および普通世帯人員——全國・都道府県・六大都市, 238—241頁

10. 世帯の種類、住居の種類および住宅の所有の関係別世帯数、世帯人員および戸数——全國・市部・郡部・都道府県・六大都市, 242—253頁

11. 住宅に住む普通世帯の戸数および世帯人員別世帯数——全國・市部・郡・都道府県・六大都市, 254—277頁

昭和30年国勢調査報告, 第5巻, 都道府県編

〔摘要表〕

17. 世帯数および世帯人員 — 昭和 5 年・25 年・30 年
18. 世帯人員別世帯数 — 昭和 5 年・25 年・30 年
19. 世帯主の産業 — 昭和 25 年・30 年
20. 住居の種類別世帯数および世帯人員 — 昭和 30 年
21. 住宅の所有の関係別世帯数および世帯人員 — 昭和 25 年・30 年
22. 職業別世帯数 — 昭和 25 年・30 年

〔統計表〕

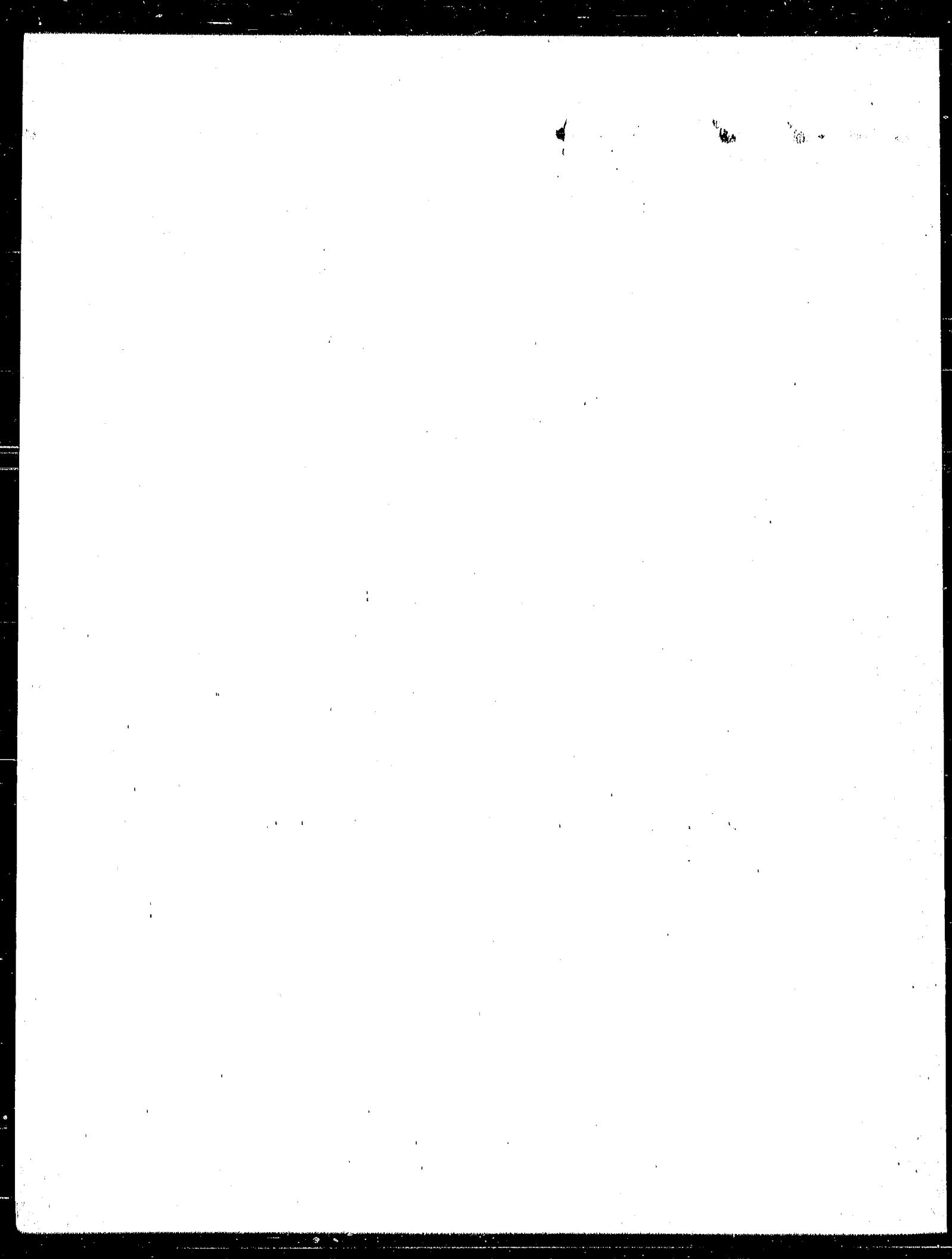
17. 世帯の種類および世帯人員別世帯数および世帯人員 — 市・区・町・村
18. 世帯主の労働力状態および産業(小分類)別普通世帯数および普通世帯人員 — 市部・郡部
19. 世帯主の労働力状態および産業(大分類)別普通世帯数および普通世帯人員 — 市・区・町・村
20. 世帯の種類、住居の種類および住宅の所有の関係別世帯数、世帯人員および職業 — 市・区・町・村
21. 住宅に住む普通世帯の職業および世帯人員別世帯数 — 市部・郡部

## 附 錄 V

国連経済社会理事会の勧告による  
1960年世界人口センサスのため  
の世帯の定義と分類

### 資料 :

United Nations Economic and Social Council: 1960  
World Population Census Programme, Principles and  
Recommendations for National Population Censuses,  
Part IV - Definition and classification of each  
topic, 407. Household and family data, pp.29-31.  
E/CN.3/256/Add.1-STAT/PT.1/Rev.2, 14 February  
1958.



## 世帯および家族のデータ

「世帯」(household)および「家族」(family)の概念は、人口センサスにおいて混同して用いられることが多いので、これを明確にする必要がある。理論的に云えば、1つの世帯は複数の家族から成り立ちうるけれども、1つの家族は複数の世帯から成ることは有りえない。1つの家族は1つの世帯を構成するか、又は1つの世帯の1部分を構成するのが常である。しかし実際上はこの2つの概念は同一であることが多い。

世帯は先ず第1に人口調査の重要な単位としての役割を果し、したがつて、世帯および家族に関するセンサス統計を得ることの出来る一般的な枠としての働きをする基本的な人口概念である。世帯を人口を調査する予備的な段階として扱うことは、データの効果的な蒐集および調査の完全性の効果的な実現を大いに促進する。世帯はセンサス調査員によつて確認される性質のものであるのに対して、家族は調査結果の集計段階において個々の世帯員に関する記入事項を相互に組合せることによつて決定される。

独立した家計単位をなすことを決定する明確な規準をそなえた世帯の明確な定義を人口調査の目的のために使用することは、強く勧告される。そのような世帯の定義は、世帯員の氏名、世帯主との続柄およびその他の事項と共に、世帯ならびに家族の正確な測定と分析のために必須なものである。

世帯の定義は世帯を2種類に大別する：(1)普通世帯(private households)と(2)施設世帯(institutional households)である。

普通世帯は次のように定義さるべきである：(a)1人世帯(one-person household)：独立の住居(separate housing unit)に1人で住む人、或は宿泊人(部屋だけを借りる者、lodger)として1つの住居における1室或は数室を占めるが、しかし次に定義するように2人以上の世帯の一部を形成するためにその住居に住む他の人々のいずれとも生活を共同にしない人の世帯；(b)複数世帯員世帯(multi-person household)：1つの住居の全部又は一部を共同で占め且つ食物その他の生活必需品を共同でまかなう2人又はそれ以上の人々の形成する世帯。このような集団は程度の多少はあれ、世帯員の収入を出し合い、共同の予算をたてる。このような集団は家族員のみなることもあり又は互に家族でない者よりなることもあり、或はその両者から成る

こともある。そして食事を普通世帯から提供される下宿人(boarder)はその普通世帯員に含まれるが、部屋を借りるだけの下宿人(lodger)は普通世帯員には含まれない。(住居の定義については U.N document ST/STAT/P/L.22 Rev.1, 16 December 1957 を見よ)。

上記の世帯概念における基本的な規準は、世帯を構成する人々が、(1)1つの住居の全部又は一部を共同に占めること、(2)(例えば仕事の都合上妨げられるのではない限り)食事を共にし、生活の必需品を共同にまかなう、ことの2点である。しかし乍ら、世帯を住居と同一視し、世帯と1つの住居を共同で占める1群の人々の全体と定義する方が便利である國々もある。この世帯概念は、同一の住居に住む人々のもつ家計単位(housekeeping units)の数についての直接の情報を提供することは出来ないが、ある程度、調査を容易にする。

世帯員の間で最もしばしば見出される家族的統柄にもとづいた構造的なタイプによつて複数世帯員世帯を分類することがのぞまれる國もあるであろう。そのような分類の場合には、世帯を次のような主要なタイプに分けることが考えられよう：タイプI：子供のいない夫婦からなる世帯；タイプII：両親又は片親とその子供よりなる世帯；タイプIII：両親又は片親とその結婚している子供で孫のない者および未婚の子がいる場合はそれをも含めた世帯；タイプIV：両親又は片親と結婚している子供で孫のいるものおよび未婚の子供がいる場合はそれをも含めた世帯；タイプV：上記のタイプI～IVにあてはまらない世帯；例えば、世帯主、その配偶者と子供、および子供をもつた嫁女使用人よりなる世帯。タイプI～Vは互に家族関係でつながる人々よりなる複数世帯員世帯で、家族世帯(family households)と呼ぶことが出来よう。しかし以上の分類は、互に家族関係にある人々からなる世帯の数を示すことは出来るが、全体の家族数を示すものではないことに注意しなければならない。

世帯主は他の世帯員によつて世帯主であるとみとめられている人であると通常考へられている。経済的依存関係を示そうとする統計の目的ためにもつとのぞましい定義は、世帯の經濟的維持に主なる責任を有する人を世帯主とすることであろう。

施設世帯 (Institutional households) は、学校、大学、刑務所、慢性病の病院、軍隊、ホテル、下宿屋等に住む人々の集団からなる。そのような施設のなかで独立した住居部分にすむ施設の長や職員の世帯は普通世帯と看做さるべきである。下宿人が5人を越える世帯は下宿屋とみなし、施設世帯として計上されるべきである。